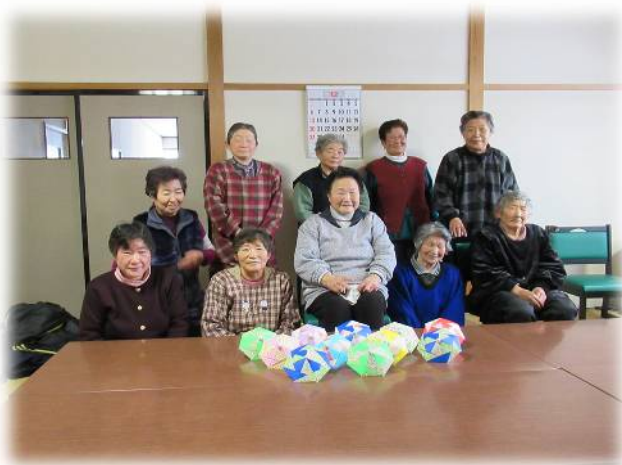


社協のふくしサービス

《スローガン》

「ともに支え合う 福祉のまちづくりをめざして」



目次

①移送サービス事業	1
②まごころ訪問サービス事業	2
③介護機器無料貸し出し事業	3
④会食型食事サービス「わいわいランチ」	4
⑤敬老月間「わいわいランチ」 ※新規	5
⑥除雪ボランティア事業	8
⑦たすけあい資金貸付制度	9
⑧生活福祉資金貸付制度	10
⑨権利擁護センター事業(日常生活自立支援事業・成年後見制度法人後見事業)	11
⑩鹿角市成年後見支援センター ※新規	12
⑪自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業(生活困窮者自立支援法)	13
⑫居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)	14
⑬訪問介護事業所(ホームヘルパー)	15
⑭地域福祉ネットワーク活動を広めていきましょう	16
⑮鹿角市社会福祉協議会「福祉座談会」のお知らせ	20
⑯レクリエーション機器貸出リスト	23
⑰ふくし総合相談窓口	26
⑱生活困窮者自立支援の流れ	28
⑲家計改善支援事業をご利用ください	29
⑳就労準備支援事業が始まりました	30
㉑不登校・ひきこもりに関する個別相談会 開催のお知らせ	31
㉒みんなの居場所 プログラム予定表	32
㉓生活福祉資金貸付のご案内	33
㉔緊急小口資金(特例貸付)のご案内 ※新規	35
㉕総合支援資金 生活支援費(特例貸付)のご案内 ※新規	36
㉖総合支援資金(再貸付)のご案内 ※新規	37
㉗権利擁護センター	39
㉘日常生活自立支援事業	41
㉙鹿角市成年後見支援センター	43
㉚介護支援ボランティア制度を活用しましょう	45
㉛生活援助ボランティア事業	47
㉜地域包括支援センター	49
㉝認知症でお困りの方は、認知症地域支援推進員にご相談ください	51
㉞ふら〜っとカフェ	53

移送サービス事業（市委託事業）

移送サービス事業は、身体が不自由で自力での外出が困難な寝たきり等の高齢者や重度障がい者等を対象に、リフト付きバス（車椅子対応）を利用して病院への通院や入退院の移送サービスを行うことにより、外出の利便性を図り高齢者や障がい者の福祉の向上を図ることを目的としています。

利用対象者

- ・ おおむね 65 歳以上の在宅で寝たきり状態の者
- ・ 身体障害者手帳 1 級および 2 級保持者
- ・ 上記に準ずる者で社会福祉協議会会長が特に認めたもの



実施日と利用料・利用回数

- ・ 無料（月 1 回～2 回程度の利用）
- ・ 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日の平日 **※R3. 4. 1～金曜日にご利用できませんのでご注意ください**
（運行時間：午前 8 時 30 分から午後 3 時まで）

利用条件と利用範囲

- ・ 移送サービスを利用する場合は、介助者（付添い者）が同行することを原則とする
- ・ 運行範囲は、原則として市内及び近隣市町（大館市は労災病院まで）

申請からサービス実施までの流れ

1. 社会福祉協議会へ「移送サービス希望確認票」を提出（ケアマネジャー等による代行申請も可）
2. 社会福祉協議会担当職員による利用者・住宅周辺等の確認（訪問調査）
3. サービスの利用決定
4. 移送サービス運転手から当日の送迎時間の連絡調整
5. 移送サービスの開始

サービス利用時のマナー

1. **移送サービスは「タクシー」や「救急車」の代わりではありません。**
 - ・ 利用にあたっては時間に余裕をもって利用者同士乗合をお願いしています。経済的な負担軽減を図るため無料で実施していることをご理解ください。また、「〇時までの予約時間に入りたい」、「急に具合が悪くなったので通院したい」などタクシーや救急車のようなご利用はご遠慮ください。
2. **無理な時間の指定や迎えを急がせるような催促はやめてください。**
 - ・ 時間ロスを少なくし、スムーズに運行が行なえるよう配車計画をたてておりますが、無理な時間を指定されることで、時間にロスが生じ帰りの迎えの時間にも支障をきたしてしまいます。特に、冬季間は道路状況が悪くなることが予想されることから、時間に余裕をもたせた運行を計画しています。運転手も安全運転を心掛けておりますので、急がせるような催促の電話はご遠慮ください。どうしても急ぐ必要がある場合は、「介護タクシー」等をご利用ください。
3. **付添者は利用される方の「介護者」です。乗降時の介護は責任をもって行ってください。**
 - ・ 付添される方がすべて運転手任せに介助を頼まれるケースが見られます。運転手は基本的には運転業務をメインにしておりますので、付添される方（ヘルパーやご家族）は移送車まで利用者の移動や乗降介助をお願いします（ご家族が介助できない場合は、ヘルパー等の利用をケアマネジャーからも勧めてください）。
4. **自宅前等の移送車両駐車場所の確保をお願いします。**
 - ・ 移送車両を停車・旋回できる場所の確保をお願いします。特に冬季間は降雪により停車・旋回場所が狭くなっている所もあります。その際は自宅から離れた場所乗降をお願いする場合がございますので、ご理解のほどお願いします。

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel.23-2165 担当：菅原）まで、ご相談ください。

まごころ訪問サービス事業(社協事業)

まごころ訪問サービス事業は、社会福祉協議会が住民参加型の在宅福祉活動として実施しています。公的サービスで補うことが難しい在宅の要介護者や要支援者、一人暮らし高齢者及び重度障がい児者の自立生活の支援や介護者の介護負担軽減、また日常生活の援助を行い家事負担の軽減を図ることを目的としています。

利用会員

在宅で生活されている要介護者や要支援者、一人暮らし高齢者及び重度障がい児者等日常生活を営むのに援助を必要とする者

協力会員

18歳以上の市民で心身ともに健全でヘルパー等の資格を有する者、または社会福祉及びこのサービスの趣旨に賛同し、熱意をもって協力できる者

サービス内容

- ・生活援助（調理・洗濯・掃除・整理整頓など）
- ・生活必需品の買い物
- ・医療機関等への通院介助（移送手段の提供は含まれません）
- ・外出介助（移送手段の提供は含まれません）
- ・話し相手や趣味活動のお手伝い
- ・その他簡易なサービス



利用回数とサービス提供時間

サービス提供時間は、30分単位とし午前9時から午後5時までの間で1回のサービス提供時間を概ね2時間以内とする（年末年始の12月28日～1月4日は休み）

利用料と活動料

利用会員の利用料は、30分につき500円とし、現金支払いまたは金融機関からの引落とする
協力会員の活動料は、30分につき450円とし、自家用車で利用会員宅へ訪問した際は1km37円換算にて交通費を支給する

申請からサービス実施までの流れ

1. 社会福祉協議会へ「まごころ訪問サービス事業利用会員申込書」を提出
↓（ケアマネジャー等による代行申請も可）
2. 社会福祉協議会担当職員による利用者状況とサービス内容・利用料の支払方法の確認
↓（訪問調査）
3. サービス内容等により協力会員との連絡調整
↓
4. 協力会員決定後、利用会員と顔合わせ・サービス提供の再確認
↓（自宅訪問）
5. まごころ訪問サービスの開始

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel.23-2165 担当：高橋・中居）まで、ご相談ください。

介護機器無料貸し出し事業(社協事業)

介護機器無料貸し出し事業は、鹿角市社会福祉協議会が在宅で生活されている要介護者や要支援者、一人暮らし高齢者及び重度障がい児者等、また一時的なケガなどにより療養中の方などの対し、介護機器を貸し出すことにより自立生活の支援や介護者の介護負担軽減を図ることを目的としています。

対象者

在宅で生活されている要介護者や要支援者、一人暮らし高齢者及び重度障がい児者等、また一時的なケガなどにより療養中で日常生活を営むのに援助を必要とする者

貸し出し対象品目（台数に限りがありますので御了承ください）

- ・車椅子
- ・歩行器など

※ギャッチベッドの貸し出しはH30.3月で終了しました。



利用料

無料

ただし、介護機器の棄損・紛失、汚れがひどい場合は修繕や消毒代として実費負担していただく場合があります

申請からサービス実施までの流れ

1. 社会福祉協議会へ介護機器の在庫を確認する
↓（電話でも可）
 2. 在庫があった場合、社会福祉協議会へ「介護機器貸付申請書」を提出
↓（ケアマネジャー等による代行申請も可）
 3. 介護機器の搬送等の連絡調整
↓
 4. 窓口または自宅で介護機器の引渡し → 介護機器の利用開始
↓
 5. 介護機器を使用しなくなった場合、社会福祉協議会へ返却
-

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel.23-2165 担当：中居・大越）まで、ご相談ください。

会食型食事サービス「わいわいランチ」(市委託事業)

会食型食事サービス事業は、地域の一人暮らし高齢者や障がいのある方々等が、地域で安心して暮らせるため、地域内での「助け合い・支え合い」活動への取り組みを推進している地域福祉ネットワーク活動の一環として、65歳以上の高齢者を対象に閉じこもり予防の地域交流や、生きがいつくり活動のための昼食交流会「通称：わいわいランチ」の開催を推進しています。

助成内容

地域福祉ネットワーク活動の一環として行う、学習会や交流会、サロン活動などの昼食交流会の一部を助成いたします。
指定された仕出し屋から1食 650円以上のお弁当につき、1食 300円の助成を行います。 **利用にあたっては月1回まで、年間3回以上の昼食交流会を開催**していただくことが助成のための条件となります。



利用方法

利用される時は、指定業者への事前注文が必要になりますので、昼食交流会など**開催する1週間までに**、社会福祉協議会へ連絡をお願いします。
昼食交流会後、実績報告書の提出をお願いいたします。

地域福祉ネットワーク活動への職員派遣などのお手伝い

自治会等で開催される勉強会や交流会などに、社会福祉協議会職員がお邪魔して、お手伝いをいたします。認知症や介護保険等などの学習会の講師として、またゲームやレクリエーション道具の貸出や指導など職員が訪問します。また、関係機関とも連携しておりますので、「こんな話が聞きたい」などの要望がございましたらお気軽にご相談ください。



【昼食会】



【レクリエーション活動】



【介護予防教室】

利用できる仕出し屋

業者	配達可能地域	所在地・連絡先
あんべ食堂	花輪、尾去沢、八幡平	八幡平 32-2317
仕出しのポンポコ	市内全域 (1日2自治会限定)	尾去沢 23-6878
くう兵衛	市内全域 (木、土、日、祝日は対応できません)	尾去沢 25-8414
板橋仕出し店	花輪、毛馬内、大湯、尾去沢	十和田錦木 35-3211
おふくろ弁当	花輪、毛馬内、大湯、尾去沢	十和田大湯 37-3498
かまどやにここ店	配達不可、店舗受け取りのみ	花輪 23-7770

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会 (Tel.23-2165 担当：高橋・中居) まで、ご相談ください。



敬老のお祝いに

“わいわいランチ” を開催しませんか？



これまでの会食サービス事業（わいわいランチ）に加え、新たに9月～10月を敬老月間と設定し、この期間に地域で開催する敬老祝いを応援します。



期 間：9月～10月
 対 象 者：65歳以上(自治会単位でのお申し込みをお願いします)
 助成内容：自治会で行われる敬老祝い会等に1,000円分の昼食代(一部仕出し屋では飲料込可)
 ※指定業者がごぞいます

◎利用できる“仕出し屋さん”

業者	配達可能地域	所在地・連絡先
あんべ食堂	花輪、尾去沢、八幡平	八幡平 32-2317
仕出しのポンポコ	市内全域 (1日2自治会限定)	尾去沢 23-6878
くう兵衛	市内全域 (木、土、日、祝日は対応できません)	尾去沢 25-8414
板橋仕出し店	花輪、毛馬内、大湯、尾去沢	十和田錦木 35-3211
おふくろ弁当	花輪、毛馬内、大湯、尾去沢	十和田大湯 37-3498
かまどやにこここ店	配達不可、店舗受け取りのみ	花輪 23-7770

●事前に予約が必要です！！

※開催日の1週間前までに（くう兵衛は2週間前）、下記の連絡先へお申し込みください。

開催終了後、報告書の提出をお願いします。

(報告書は、社協窓口および社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます)



《 問合せ・申込先 》

鹿角市社会福祉協議会

TEL 23-2165



おしらせ

●あんべ食堂
飲み物付きも対応可能です。何個でも対応します。



●仕出しのポンポコ
飲み物付きはできません。
配達車が1台なので、近場であれば1日2か所は可能です。50個まで対応します。

●くう兵衛
容器は回収にあがります。

●板橋仕出し店
飲み物付きも対応できます。缶の飲み物であれば温かいものもお持ちできます。ジュースは提供出来ません。



●かまどやにここ店
店頭での受け取りをお願いします。飲み物付きも対応できます。

●おふくろ弁当
飲み物付きも対応できます。



敬老月間（わいわいランチ）実施状況報告書

自治会名		実施日 (時 間)	令和 年 月 日 () : ~ :						
会 場		個 数	個 あんべ食堂・ポンポコ・くう兵衛 板橋仕出し店・おふくろ弁当・かまどや						
参 加 者 名									
参加者名 (対象者 65 歳以上)								ボランティア名	
1		11		21		31		1	
2		12		22		32		2	
3		13		23		33		3	
4		14		24		34		4	
5		15		25		35		5	
6		16		26		36		6	
7		17		27		37		7	
8		18		28		38		8	
9		19		29		39		9	
10		20		30		40		10	
日 程	: ~ : : ~ : : ~ : : ~ :								
感 想									
※「わいわいランチ」終了後、翌月の5日までに提出をお願いいたします。 ※記入漏れのないようお願いいたします。 【提出先】鹿角市社会福祉協議会 TEL23-2165 FAX23-2850									

除雪ボランティア事業

高齢化の進展に伴い、一人暮らしや高齢者だけで暮らす世帯も年々増加しています。

社会福祉協議会では、住み慣れた地域で暮らしたいという高齢者の思いと、冬の除雪に大きな不安を抱えている声をお聞きし、市民の助け合い活動として除雪ボランティア事業を実施しています。

ご近所や親戚からの支援が受けられず、除排雪にお困りの方はお問い合わせください。

対象者

おおむね 70 歳以上の低所得の一人暮らし高齢者世帯、または高齢者のみの世帯、身体障がい者世帯であって、ご近所や親戚等からの除雪支援を受けることができない方

実施内容

市民ボランティアの手で、屋根等から落ちて玄関前や通路などにたまった雪の除排雪を中心にを行います。積雪の状況を見ながら、ボランティアと調整して実施します。

注意していただきたいこと

- ・降雪時の除雪には対応できません。早くても 2~3 日後の作業となります。
- ・屋根の雪下ろしは行いません。
- ・世帯の状況やボランティアの調整がつかないなどにより、実施できない場合もあります。



お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会 (Tel.23-2165 担当：駒ヶ嶺・大越) まで、ご相談ください。

低所得世帯への日常生活費等のつなぎ資金に関する相談は

たすけあい資金貸付制度

社会福祉協議会が独自に行っている貸付制度で、低所得世帯の方を対象に日常生活費等のつなぎ資金を無利子で貸付ける資金です。

- 対象となる方
- ・市内に住所を有する方（世帯単位での貸付です）
 - ・生活困窮状態が慢性的ではなく、一時的に困窮している世帯
 - ・市内に住所を有する保証人が必要（同一世帯の方や、既にたすけあい資金の保証人になられている方、保証能力のない方は保証人となることはできません）

貸付金額	上限5万円
返済期間	貸付後1年以内
利子	無利子



申請から貸付までの流れ

1. お電話いただくか、社協事務所へお越しください。
相談内容を詳しくお伺いします。
(相談内容により、貸付に該当にならない場合がございます。)
↓
2. 貸付の対象となる方は、「たすけあい資金借入申込書」及び「たすけあい資金借用証」に必要事項を記入の上、社会福祉協議会へ申請します。なお、申請には、原則として市内に住所を有する保証人が必要となり、「申込書」及び「借用書」の保証人記入欄へは、住所・氏名等を保証人が自署する必要があります。また、申請には、「申込書」「借用書」のほか、申込人が居住する地区の民生委員からの意見「たすけあい資金申込者（担当民生委員の意見）」が必要になります。
↓
3. 提出された申込書及び担当民生委員の意見により、社協担当職員が保証人への承諾確認、担当民生委員への状況確認を行った上で、事務局審査を経て、可否を申込人へお知らせいたします。
↓
4. 原則として申込人が来所し、貸付決定した金額をお渡しします。なお、資金交付の際には、領収書及び借用書（借用月日）を記入していただきます。
↓
5. 貸付後1年以内の償還となります。償還方法は、原則として事務所へお出で頂きますが、何らかの事情により、お出で頂けない場合は、社協の口座に送金して頂きます。なお、期間内で償還頂けない場合は、申込人及び保証人へ督促を行います。

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel.23-2165 担当：山田・中居）まで、ご相談ください。

様々な理由で借入が困難な低所得の方への資金の貸付に関する相談は

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金は金融機関や公的貸付制度からは借入が困難な所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者の世帯に資金を貸付けと必要な援助を行うことにより、その経済的自立と生活の安定を図ることを目的としています。

対象となる方

- ・低所得世帯（失業者含）、障がい者世帯、高齢者世帯 ※世帯単位での貸付です
- ・生活福祉資金の連帯保証人は貸付を受けられません

貸付の種類

総合支援資金	失業や収入の減少により、世帯の生活の維持ができなくなった等、生活の立て直しのための貸付資金です。
福祉資金（福祉費）	福祉機器の購入や、商売・結婚・出産・葬儀・引越・住宅改修等の経費、また、日常生活上一時的に必要な経費等をお貸しするものです。
福祉資金（緊急小口資金）	緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の貸付資金です。
教育支援資金	高校、大学、短大、専門学校（専修大学専門課程）への修学に際し、入学金・制服等の就学経費と、授業料・通学定期代等の修学経費となる貸付資金です。
不動産担保型生活資金	今お住まいの居住用不動産を担保に生活資金をお貸しするものです。一定の居住用不動産を所有している必要があり、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯（要保護高齢者世帯）が対象です。
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	※担保となる居住用不動産（土地）の評価額の下限は1,000万円程度

- 注意事項
- ・すでに支払った費用は対象になりません。
 - ・他の金融機関、公的貸付・助成金制度が受けられる場合はそちらが優先になります。
 - ・原則として連帯保証人が1名必要です。
ただし、連帯保証人を立てない場合でも資金の貸付を受けることができます。（教育支援資金・緊急小口資金など連帯保証人を必要としない資金もございます）
 - ・貸付利率は、連帯保証人を設定する場合は無利子。
設定しない場合は年1.5%。



生活福祉資金は、秋田県社会福祉協議会が実施している貸付制度です。民生委員や市町村社協が相談窓口となり、生活支援をもとに無利子や低利子で資金貸付を行うものです。

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel23-2165 担当：山田・中居）まで、ご相談ください。

権利擁護センター事業(日常生活自立支援事業・成年後見制度法人後見事業)

■ 日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)

秋田県福祉生活サポートセンター(秋田県社会福祉協議会運営)では、判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神に障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるように日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を実施しています。県内すべての市町村社協に福祉生活サポートセンターを設置し次のようなサービスを提供しています。(1を基本に2と3のサービスをご利用いただけます。)

サービス内容

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供、助言
- ・福祉サービスの利用または利用をやめるために必要な手続き援助
- ・福祉サービス利用料を支払う手続き援助等
- ・福祉サービスについての苦情解決制度の利用援助

※利用者ご本人の施設入所に関する書類の記入は行っていません。

このことに関しましては、ご本人・家族の方をお願いいたします。

②日常的金銭管理サービス

1. 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
2. 医療費を支払う手続き
3. 税金や社会保険料、公共料金等を支払う手続き
4. 日用品の代金を支払う手続き

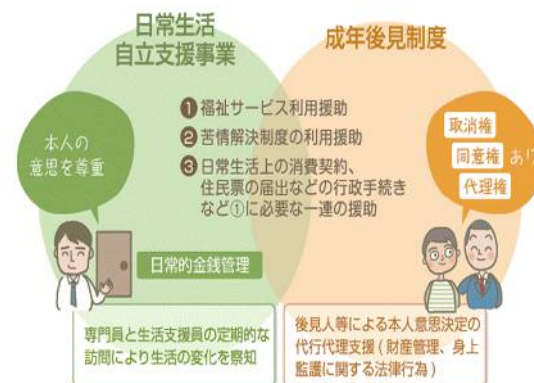
1. から 4. の支払いともなう預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続き

※日用品を買う行為については行っていません。

③書類等の預かりサービス

1. 年金証書 2. 預貯金の通帳 3. 権利証 4. 契約書 5. 保険証書 6. 実印・銀行印 7. その他

※株券や債権等の有価証券・不動産・貴金属・絵画等を預かることはできません。



■ 成年後見制度法人後見事業

権利擁護センターを運営している鹿角市社会福祉協議会が、家庭裁判所から「成年後見人」等に選任された場合に、本人の支援を行います。後見人等の主な仕事は身上監護と財産管理の2つに分けられます。

主な支援の内容

①身上監護とは

ご本人に契約能力がない場合に介護契約や施設入所契約など本人の身上の世話や療養看護を行うもの。

- ・施設の入退所に関すること～老人ホームなどの施設の入退所・処遇の監視など
- ・介護、生活に関すること～介護保険の利用手続きや介護サービス提供者等との契約、費用の支払いなど

②財産管理とは

本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し本人の生活状況に適した計画的な支出をするもの。

- ・銀行などの金融機関との取引や支出、収入の管理
- ・不動産などの重要な財産の管理、処分、権利証・通帳などの保管

お問い合わせは

鹿角地区福祉生活サポートセンター(鹿角市社会福祉協議会内)

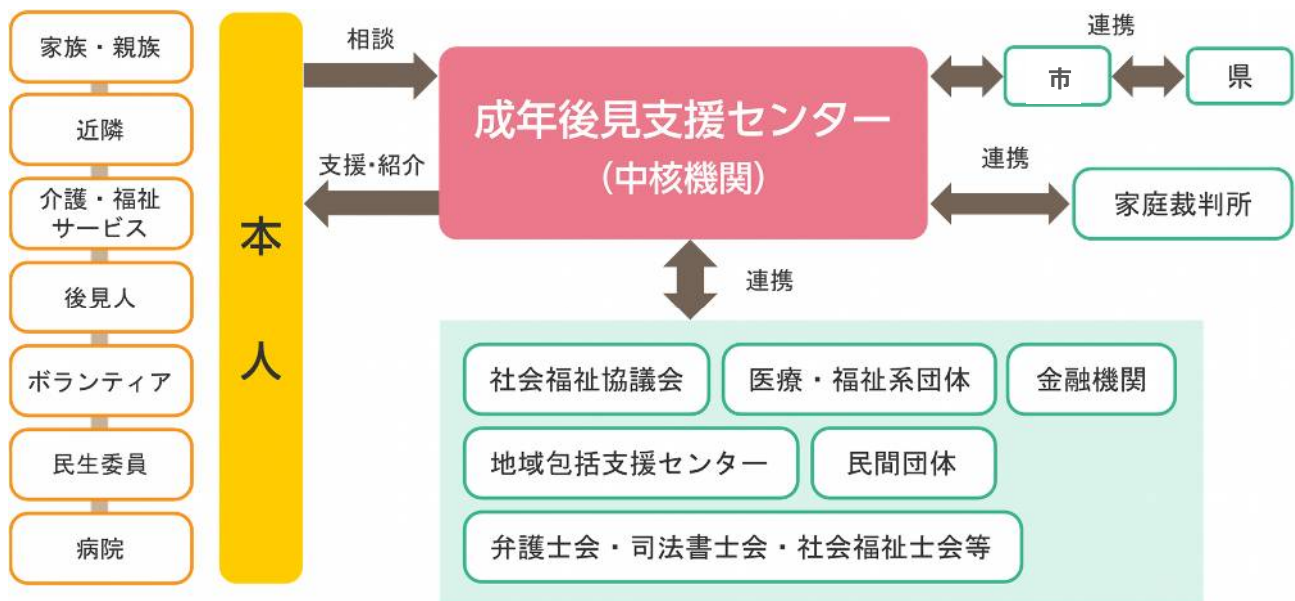
(Tel22-1956 担当:専門員 浅岡・サポート員 中村)まで、ご相談ください。

鹿角市社会福祉協議会権利擁護センター(Tel23-2165 担当:浅水・中村・山田)まで、ご相談ください。

鹿角市成年後見支援センター事業

成年後見制度の利用促進を図るため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、だれもが権利擁護支援が届く体制整備が求められています。当市においては「鹿角市成年後見制度利用促進基本計画」（2020年12月）を策定し、その計画の中には権利擁護を必要とする人への早期発見と仕組みや迅速に適切な対応がとれるよう体制整備を進めることにし、その中核となる機関として「鹿角市成年後見支援センター」を開設しました。2000年4月に介護保険制度と同時に、成年後見制度も始まりましたが、介護保険が介護を必要とする高齢者を支える制度として定着したのに対し、成年後見制度の利用は順調とは言えません。成年後見制度が進みやすかった理由はニーズがないからではなく、司法や福祉、各関係者等との連携が難しかったことが理由の一つです。急速に進む高齢化や核家族化の中で、成年後見制度の利用が必要かもしれないケースは今後も増加していくことが予想されており、センターの活用を進めていきます。

■ 成年後見支援センターとは



■ 成年後見支援センターの業務

① 相談

成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。また、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業に関する相談をお受けします。

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝祭日や年末年始はお休み）

※センターへ来所してご相談の場合、事前にお電話いただくとスムーズです。

② 申し立て手続きのお手伝い

家庭裁判所に申し立てをする際の必要書類の説明や申立書の書き方等の支援を行います。

③ 後見人のサポート

親族の後見人を引き受けている方や、後見人を初めて受ける方の相談を受け付けて支援を行います。

④ 広報・啓発業務

研修会の開催や広報活動などをおして、成年後見制度の周知や利用促進を図ります。

⑤ 関係機関との連携

行政機関、関係機関等専門職との連携体制の構築に努めます。また、成年後見人等からの相談に対する支援を行うほか、制度利用に係る課題等の把握に努めます。

お問い合わせは

鹿角市後見支援センター（鹿角市社会福祉協議会内）

（TEL22-1956 担当：浅水・中村）まで、ご相談ください。

生活に困っている方に関する相談は

自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業(生活困窮者自立支援法)

生活困窮者自立支援法とは

長引く景気の低迷により失業や非正規雇用、低収入など急増し、働ける世代の生活保護受給者も増加しています。また、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がっています。このように誰もが生活困窮に陥るかもしれない恐れがある社会の中、生活に困っている方が自立するための支援が急がれるなか、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として相談および支援を行います。

■自立相談支援事業（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）

生活困窮者の相談に広く対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個々人の状態にあった支援計画の作成など包括的に行う。

実施内容

- ①相談窓口の設置
生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する相談窓口を設置
- ②出張・訪問相談の実施
来所が困難な場合において、出張相談を実施。また地域や相談基幹のネットワーク強化により生活困窮者の把握を行い、訪問による相談支援を行う
- ③支援調整会議の開催
相談者の抱える課題を関係機関と共有し支援策を検討する支援調整会議を開催
- ④関係機関のネットワークづくり、社会資源の開催
地域での見守り体制構築や関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発を行う
- ⑤広報
相談窓口の周知を図るため、チラシや広告等による広報を実施



■家計改善支援事業（家計相談支援員）

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにすることで相談者の生活の再生に向けた意欲を引き出すとともに、家計支援計画の作成、必要な情報提供、専門的な助言及び指導等を行い、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。

■就労準備支援事業（就労準備支援員）

ひきこもりや生活困窮者等の方に対し、早期就労に向けた就業相談やアドバイス、また生活リズムの改善に関する専門的な助言・指導などを実施することで、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。

相談できる方

生活保護を受給している方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方（生活困窮者）はだれでも相談できます。年齢に制限はありません。

経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、生活の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。相談は無料です。

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel.23-2165 担当：大越・駒ヶ嶺・中居・高橋）まで、ご相談ください。

居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)

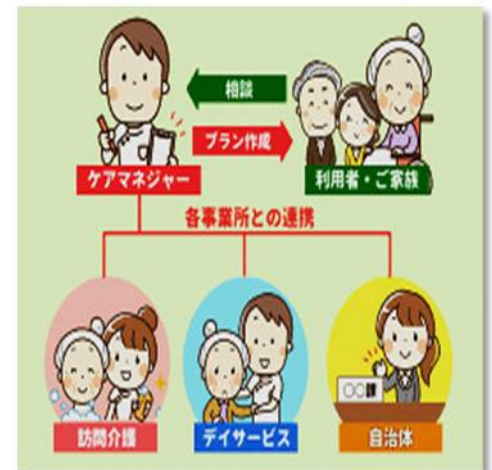
居宅介護支援事業所は、介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置し介護保険サービスを受ける要介護と認定された方が適切かつ効果的にサービスが受けられるよう、介護サービス計画（ケアプラン）を立てたり、介護サービス提供者や事業所とサービスを受けるお客様やご家族との連絡調整を行います。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

職員配置	担 当
高 瀬 輝 美	管理者 主任介護支援専門員（介護福祉士）
金 澤 由香子	介護支援専門員（介護福祉士・社会福祉士）
目 時 紀代子	介護支援専門員（介護福祉士）

サービス利用までの手順

- 1. 申請する** 本人または家族が市介護保険担当窓口等で「要介護認定」の申請を行います
↓（ケアマネジャー等による代行申請も可）
- 2. 心身の状態を調査します**
↓（訪問調査 調査員が本人や家族から聞き取り調査が行われます）
↓（主治医意見書 鹿角市の依頼を受けて、主治医による意見書が作成されます）
- 3. 認定審査会**
↓（審査・判定 訪問調査の結果や主治医の意見書をもとに、どのくらい介護が必要かなどを審査・判定されます）
↓（認定 要介護度の認定を行い、本人に通知されます）
- 4. ケアプランを作ります**
↓（ケアマネジャーと相談して、本人の希望や状態に応じた介護サービス計画（ケアプラン）をたてます）
- 5. サービスを選びます**
（要支援1・2の方は ⇒ 介護予防サービス *地域包括支援センターが担当します）
（要介護1～5の方は ⇒ 介護サービスまたは施設サービスなど利用できます）
（非該当の方は ⇒ 鹿角市が行う総合支援事業など利用できます）
- 6. サービスを利用します**
（本人または家族がサービス事業者と契約を結び、ケアプランに基づいてサービスを利用します）
（原則として費用の1割は利用者の負担となります）



お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel.22-3188 担当：介護支援専門員（ケアマネジャー））まで、ご相談ください。

高齢者や障がい者への介護サービス提供は 訪問介護事業所(ホームヘルパー)

訪問介護事業所は、訪問介護員（ホームヘルパー）を配置し、ご家庭を訪問し家事・介護に関する日常生活の援助や相談を通して、ご家庭での自立した生活をご支援いたします。

職員の体制			
職 種	常勤	非常勤	職務の内容
1 管理者（田口あゆみ）	1	0	事業の統括
2 サービス提供責任者（田口 あゆみ、石井八十子）	2	0	サービス提供責任者
3 従事者である訪問介護員(サービス提供責任者を含む)	2	3	身体介護 生活介護 身体生活 乗降介助
(1) 介護福祉士	(2)	(1)	
(2) 訪問介護養成研修 2 級課程修了者	(0)	(2)	

サービス内容

(1) 身体介護サービス

ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。

食事介助	口腔介助	排泄介助	陰部洗浄
入浴介助	洗髪	部分浴	清拭
歩行介助	体位交換	衣服の着脱	通院介助
車いす介助	移動・移乗介助	相談援助	その他



(*個々のサービス支援計画にそってご支援いたします。)

(2) 生活援助サービス

ひとり暮らしの方や同居家族が病弱な方々が家事を行うことが困難な場合に利用できます。

洗濯	居室等の掃除	買い物
調理	衣類の補修・整理	シーツ交換
寝室の整理	相談・援助	その他



(3) 介護保険外サービス

①外出介助サービス

介護保険制度では認められない範囲の通院等の外出介助や見守り介助、それに付随した身体介護等の介助をします。

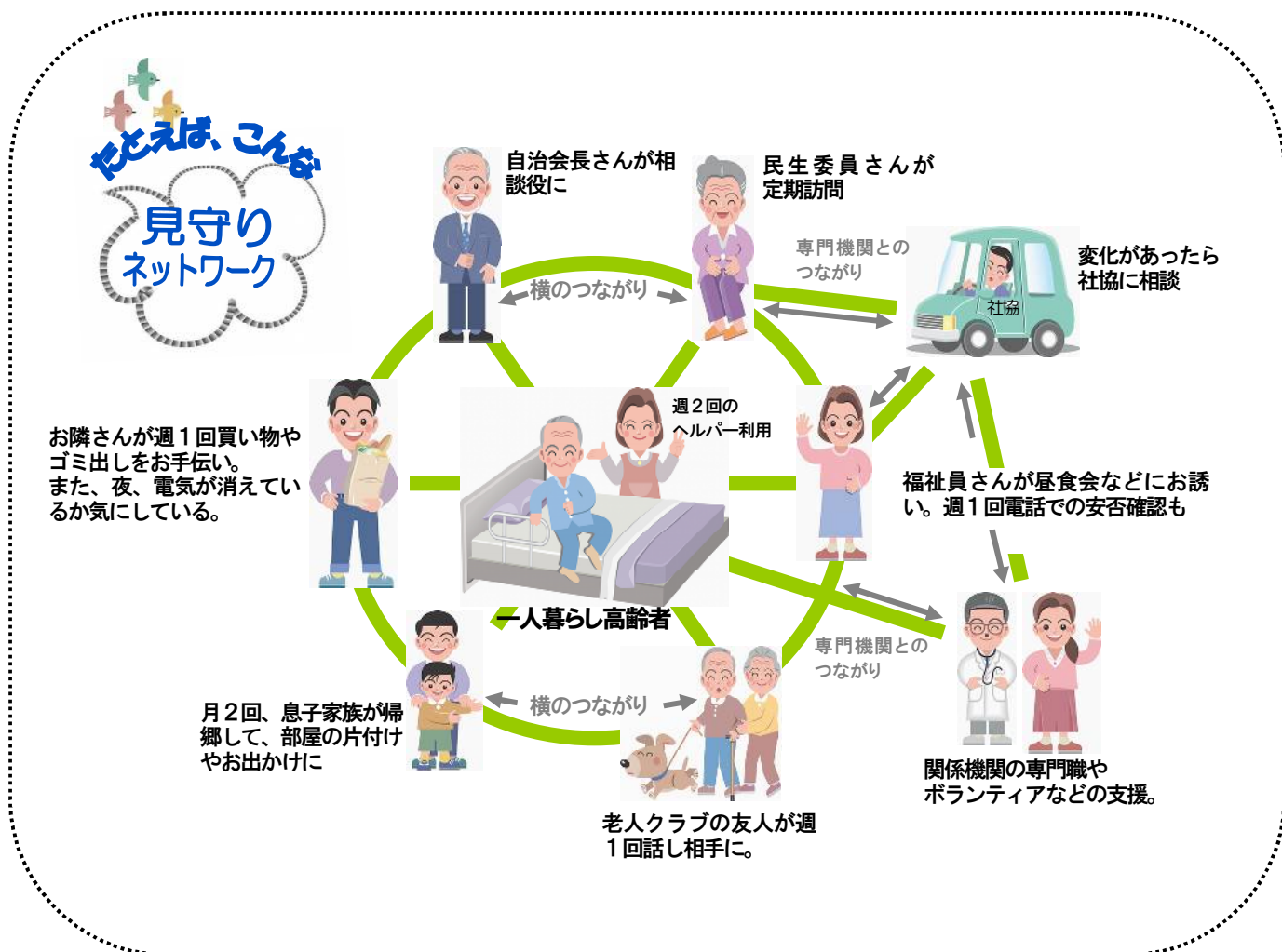
区 分	利用料		
	早朝 6:00-8:00	日中 8:00-18:00	夜間 18:00-22:00
介護保険サービスの対象にならない方への通院介助や院内介助	30分につき 1,063円	30分につき 850円	30分につき 1,063円
一緒に外出しての日用品の買い物援助など(概ね1時間以内)			
行事などへの付き添い介助(概ね1時間以内)			

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会 (Tel.23-2317 担当: 田口・石井 (サービス提供責任者)) まで、ご相談ください。



地域福祉ネットワーク活動を広めていきましょう



～福祉課題の解決へ向け多種多様な関わりを

模索し支援をつなぎ合わせていきます～

社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会

●地域福祉ネットワーク活動支援事業は

地域の「助け合い・支え合い」活動へ取り組まれる自治会を応援する事業です

鹿角市社会福祉協議会では、社協会費や赤い羽根共同募金配分金を活用し、「地域福祉ネットワーク活動支援事業」を行うことにより、スローガンでもある「ともに支え合う福祉のまちづくりをめざして」の実現に向け、地域と一緒に福祉力を高めることのできる地域づくりを目指していきます。

●自治会での具体的な取り組み例

自治会の範囲で気になる方、心配な方の見守り活動を住民の参加により進めていただきます。

- ①地域で気になる方などへの見守り訪問活動
- ②暮らしの困りごとを抱える方への生活支援活動
- ③交流・閉じこもり予防を目的とした昼食会の開催
- ④定期的なネットワーク会議などの開催
- ⑤住民懇談会の開催や学習会の開催 など



社協の職員が一緒にお手伝いします

自治会の人口規模や従来の活動状況に合わせて取り組み方は様々です。社協職員が随時訪問して、無理なく取り組める方法を皆さんと一緒に考えます。

活動を始めるにあたって

地域福祉ネットワーク活動費を助成します。

自治会内において、自治会長、民生委員、福祉員、老人クラブや婦人会など関係する団体の皆様の合意と協力により、活動を進めていただける自治会を募集します。



「地域福祉ネットワーク活動支援助成金」のご案内

1. 地域で取り組んでいただきたい活動例

- 地域で気になる方などへの見守り訪問活動
- 暮らしの困りごとを抱える方への生活支援活動
- 交流・閉じこもり予防を目的とした昼食会(わいわいランチ)の開催
- 定期的なネットワーク会議などの開催
- 住民懇談会の開催や学習会の開催 など

★ご留意いただきたい点

自治会長、民生委員、福祉員、老人クラブや婦人会などの関係する団体の合意により申請していただき、地域住民の参加協力を得て活動を進めてください。

2. 助成する金額

- 活動内容を精査したうえで、上限3万円まで

令和2年度助成実績

- ・新規助成(1年目)
0自治会(30,000円)
- ・4年以上
10自治会(25,000円)
59自治会(20,000円)

3. 助成対象となる活動期間・助成の流れ

所定の申請書・実績報告書をご利用ください。

12月	1月	3月	4月
次年度申請	精査・審査	決定・通知	助成・報告

申請書を提出

継続自治会は、前年度
報告書を提出

※新規に取り組まれる自治会へは、3年間継続助成いたします(3万円)。

※4年目以降は、毎年度事業申請の提出を受けて、審査のうえ、決定・助成いたします。

申請多数の場合、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

〈地域福祉ネットワーク活動〉

助成対象経費	助成要件	助成金の額
地域福祉ネットワーク活動費	地域福祉ネットワーク活動に係る経費 (事務経費)	新規 (1~3年まで) 30,000円 継続 (4年以上) 20,000円~25,000円
活動区分	活動内容	
見守り活動	・要援護者等への日常的な近隣者による声かけ等	
	・要援護者等への定期的な訪問・電話、回覧板や広報配布時の手渡し等	
	・要援護者台帳等の作成	
生活支援活動	・要援護者等への話し相手、買物、外出の付き添い、ゴミ出し、重い物の移動、軽微な修理等	
緊急時支援活動	・要援護者の把握調査	
	・緊急時の要援護者支援 (緊急連絡票の作成等)	
その他の福祉活動	・情報交換会議、福祉に関する研修等	

鹿角市社会福祉協議会「福祉座談会」のお知らせ



社会福祉協議会（社協）では、自治会や各種団体などの会合や学習会などに職員が出向いて「福祉座談会」を開催いたします。社協の事業や福祉の専門的な制度やサービスなどへの理解を深めていただくとともに、住民のみなさんと情報交換を行い、地域の現状を把握し、ともに支え合う福祉のまちづくりをめざしています。

☆どなたでもご利用できます！お気軽にお声をかけてください！

市内の各種団体・自治会・学校や企業などの学習会などご利用ください。

☆ご希望の日時にできる限りお邪魔します！

年末年始を除いた日であれば、日曜・祝祭日いつでもご利用できますが、どうしても職員の都合がつかない場合は、日時やメニューの変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。



☆利用料は一切かかりません。無料です！

利用料は無料です。ただし、内容によって必要な教材費などを使う場合は、事前にご負担についてご相談する場合がありますのでご了承ください。

☆申込は社協までご連絡ください！

鹿角市花輪字下花輪 86-2

鹿角市社会福祉協議会 TEL：23-2165 FAX：23-2850



鹿角市社会福祉協議会福祉座談会の主なメニュー

No	メニュー	主な内容
1	「社協ってどんな活動をしているの？」 ～社協の組織と事業内容の紹介～	「社協の活動が良くわからない」市民の皆さんからそのような声をお聞きします。社協が行っている事業を紹介し、社協への理解を深めていただきたいと思います。また、地域の状況についても情報交換を図っていきます。
2	「ボランティアをしたい。ボランティアから手伝ってほしい。」 ～鹿角市のボランティア活動について～	鹿角市内のボランティア活動の状況や活動の紹介、斡旋などを行い、鹿角市のボランティア活動について皆さんと一緒に考えていきます。
3	「鹿角市のふくしについて勉強したい（学校総合的な学習向け）」 ～当事者とのふれあいや疑似体験活動～	各学校において、児童や生徒の「豊かな心」、「思いやりの心」を育むことを目的とした取り組みが行われておりますが、体験学習等を通してふくしについて理解を深めます。
4	「心強い遠くの親戚より近くの他人。地域の助け合いづくり。」 ～地域福祉ネットワーク活動について～	少子高齢化が進んでいる当市において、今後も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の皆さんと支え合いのまち作りについて考えていきます。
5	「金銭管理等不安になってきたけどどうしよう？」 ～日常生活自立支援事業と成年後見制度について～	認知症などが増えている中、一人暮らしをしているが金銭管理が不十分になっても子供たちは離れていて協力してもらえない。そんな時、利用できる制度を学習していきます。
6	「ちょっとした介護機器を使って介護負担の軽減を図りましょう」 ～便利な介護用品の紹介・知って得する介護技術講習～	ちょっとした介護機器や用品を使うことにより、ぐっと在宅介護が楽になります。デモ機やサンプル商品など直接見て触れることができます。
7	「介護が必要にならないように予防が大切です」 ～日常的に出来る介護予防の紹介や実技指導～	「人の世話にならず、いつまでも元気でいたい」。誰もが願っていることです。そのためにも、日常的な介護予防への取り組みが大切です。
8	「募金はどのように使われているの？」 ～赤い羽根共同募金の仕組みについて～	毎年行っている募金はどのように使われているのか。皆さんの募金がどのように使われているのか分かりやすく説明します。
9	「介護が必要になったらどうしよう？」 ～介護保険制度の手続きからサービス利用や内容を紹介～	「いざ介護が必要になったらどうしよう」慌てる事なく、身近な介護保険制度について、申請からサービス利用まで具体的な流れを紹介します。実際、介護認定など必要な場合はケアマネジャーが訪問しますのでその時にも個別に相談できます。
10	「ちょっといっぷく。おしゃべりタイム」 ～出張サロン。なんでもいっぷくでお茶っこと飲みながらしゃべりましょう～	家にばかり閉じこもらないで、会館などに集ってみんなとお茶っこと飲みながらおしゃべりしませんか。

上記以外のことでも可能な限り対応したいと思いますので、お気軽にご相談ください。

回覧	会長	事務局長	職員

鹿角市社会福祉協議会福祉座談会 申込書

申 込 日	令和 年 月 日	※受付NO.
申込メニュー	No.	内容:
申込団体名		
代表者氏名		
代表者住所		
電 話 番 号	自宅:	勤務先等:
受講希望日時	令和 年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分まで
集りや学習会等の 名称		
受講者数等	名	対象(男女別、年齢構成など):
会 場		
学習のねらいや講座内容に対する要望がありましたらご記入ください。		

※担当記入欄				
受付日	担当者への連絡	担当者の返事	受講者への連絡	最終確認

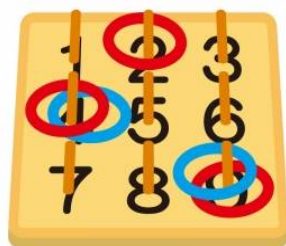
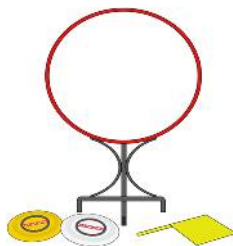
サロンやわいわいランチのための



レクリエーション機器貸出リスト

鹿角市社会福祉協議会では、市内の自治会や高齢者サロン、子供会、老人クラブ等の地域団体へレクリエーション機器を無料で貸し出ししています。借用期間等のルールは次のとおりです。

- 対 象：市内の自治会、高齢者サロン、子供会、老人クラブ等の団体が行う非営利を目的とする活動。営利を目的とする団体（事業）や個人的な活動は対象外です。
- 借用期間：4日以内
- 数 量：1団体につき3つまで
- 手 続 き：鹿角市社会福祉協議会の窓口で所定の借用書へ記入の上お申し込みください。
- 運搬方法：借用される団体で運搬してください。
- 注意事項：レクリエーション機器が破損した場合（紛失などを含む）は、借用された団体に弁償していただくことがあります。
機器の数に限りがありますので、電話でご予約をお願いいたします。



※このレクリエーション機器は、市民の皆様からお寄せいただいた社協会費や共同募金を財源として整備しています。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ先・申込み先 社会福祉法人鹿角市社会福祉協議会
〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪86-2
TEL: 23-2165 FAX: 23-2850
MAIL: info@kazunoshihakyo.or.jp

裏面へ

1		輪投げ 離れたところから数字が書いてある棒をめがけて輪を投げます	9		ナンバーストライクゲーム 離れたところからパネルめがけてボールを投げ、点数を競ったり、ビンゴゲームを楽しみます
2		スカットボール(2セット) ゲートボールのようにボールを穴に入れて点数を競うゲームです	10		ポッチャ(2セット) パラリンピックの公式種目。赤・青の2チームに分かれ、いかに白のボールに近づけられるかを競います
3		スマイルボーリング 離れたところからボールを投げて10本のピンを倒します。10本倒すまでの投球回数を競います	11		ダーツ 一定の距離から矢を投げ得点を競う射的競技です
4		風船バレーセット 風船を膨らませてラリーを楽しみましょう	12		脳トレゲーム(5種類) 頭の体操ゲームや手先を使うゲームを用意しています
5		シャッフル&ゴルフセット 32面体のボールが意外な方向へ転がるゴルフゲームです	13		室内用ペタンク 目標球(ビュット)に金属製のボールを投げ合って、相手のボールより近づけることで得点を競うゲームです
6		室内用玉入れ 離れたところから球を投げて入れたボールの数を競います	14		介護予防トレーニンググッズ 手や指先への刺激、またチューブを使ってインナーマッスルを鍛えます
7		大型ジェンガ ジェンガの大型版です。サイコロを転がして出た目の色のブロックをうまく抜いて、上に積んでいきます	15		ボール・バット 室内で使用できる柔らかいボールとバットを準備しています
8		大型オセロ 直径8cmのコマ(EVAスポンジ)と36マスの盤で楽しむオセロです	16		フライングディスク 的をめがけてディスク(フリスビー)を投げます

鹿角市社会福祉協議会レクリエーション機器貸出申込書

申 込 日	令和_____年_____月_____日 (_____)
団 体 名	
代表者氏名	
担 当 者 名	
担当者連絡先	
貸出希望期間	令和_____年_____月_____日 (_____) _____時 から _____月_____日 (_____) _____時 まで
目 的	サロン・わいわいランチ・その他(_____)
貸 出 機 器	No. _____ 品名_____
	No. _____ 品名_____
	No. _____ 品名_____
会 場	
そ の 他	

相
談



どうやって相談したらいいの？

電話、来訪、メールなどお気軽にご相談ください。
ご依頼があれば、ご自宅等への訪問もいたします。

どんなことをしてくれるの？

専門の相談員が、困りごとの解決方法を一緒に考えます。
また、困りごとが解決できるように関係機関と連携し、お手伝いします。



◎お問合せ・相談先◎

ふくし総合相談窓口

(鹿角市社会福祉協議会内)

〒018-5201
鹿角市花輪字下花輪86番地2

電話番号
0186-30-1555

FAX番号
0186-23-2850

メール
fukushinosoudan@ink.or.jp

◎ご相談時間◎

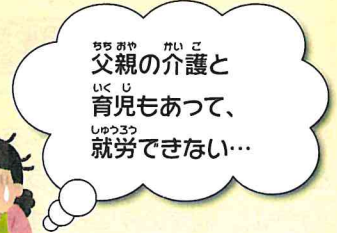
月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

そうごうそうだんまどぐち
ふくし総合相談窓口

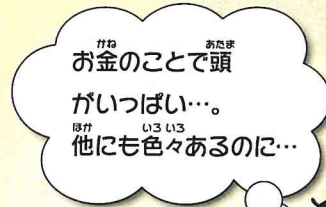
お悩み **なんでも** ご相談ください!



相談したいことが
いっぱいあって、
まとまらない…



父親の介護と
育児もあって、
就労できない…



お金のことで頭
がいっぱい…
他にも色々あるのに…



働きたいけど…
何から始めたら
いいのかな。



どこに相談
したらいいか
分からない…



相談は無料です。

ひとりで悩まずご相談ください!
自分のこと、ご近所のことなどで心配
なことや困っていることなど、
なんでもご相談ください。

ふくし総合相談窓口 (社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会)

〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪86番地2
電話番号: 0186-30-1555 FAX番号: 0186-23-2850
メール: fukushinosoudan@ink.or.jp



そんな相談にも対応しています

【困りごとの例①】

母子家庭から病気と借金についてのSOS!!



母子家庭の母親が病気で倒れてしまい、職場復帰が難しい状況になる。一人娘は高校を卒業し、今年の春から働きだしたばかり…。

母親名義の住宅ローンや教育ローンがあるが、娘の給料だけでは返済が困難である。



入院中の病院から市役所に連絡があり、その後、「ふくし総合相談窓口」へつながる。

対 応 例
関係者で現状を把握・情報共有。母親は傷病手当金の手続きを取つたが、ローンの返済は困難であることから弁護士に債務整理を依頼。世帯収入のうち、生計を圧迫せず支払える家賃の額を話し合った結果、市営住宅に入居決定となる。その後も、家族に寄り添いながら、継続的に支援している。

【困りごとの例②】

高齢の母親に定期訪問する中で…

脳梗塞を患い左半身麻痺の母親が、介護サービスを利用している。母親がヘルパーに「10年くらい就労していない息子がいる」と打ち明ける。話を聞くと、ここ5年は地域の行事にも参加しなくなったという。母親の年金だけで生活しており、これからの生活に不安もあるとのこと。ヘルパーから相談を受けた担当のケアマネジャーから、「ふくし総合相談窓口」へつながる。

8050問題



対 応 例
保健師と生活困窮支援担当者※1が自宅を訪問。



経済的な支援として生活保護を受給開始。息子からは、社会参加への不安が聞かれた。本人の想いに寄り添い、社会福祉協議会が実施している「居場所づくり事業」に参加することから開始。一緒に目標を立てながら、継続的に支援している。

※1、生活困窮者支援担当者とは。経済的な困りごとを抱える世帯の支援を行っている相談員のことを指しています。

「どこの窓口で相談したら良いかわからない…」
「問題がいろいろあって…あちこちの窓口で相談しないといけないのかしら!」
お気軽にご相談ください!!

社会生活のなかには、様々な支援制度とたくさんの窓口があります。困ったとき、何かあったときに「どこに相談したら良いのだろう…」と、思うことはありませんか？
私たちは、制度の枠におさまらない「困りごと」について、地域の中で安心して暮らしていけるよう、地域の皆さんとともに解決に取り組んでいきます。

イメージ図



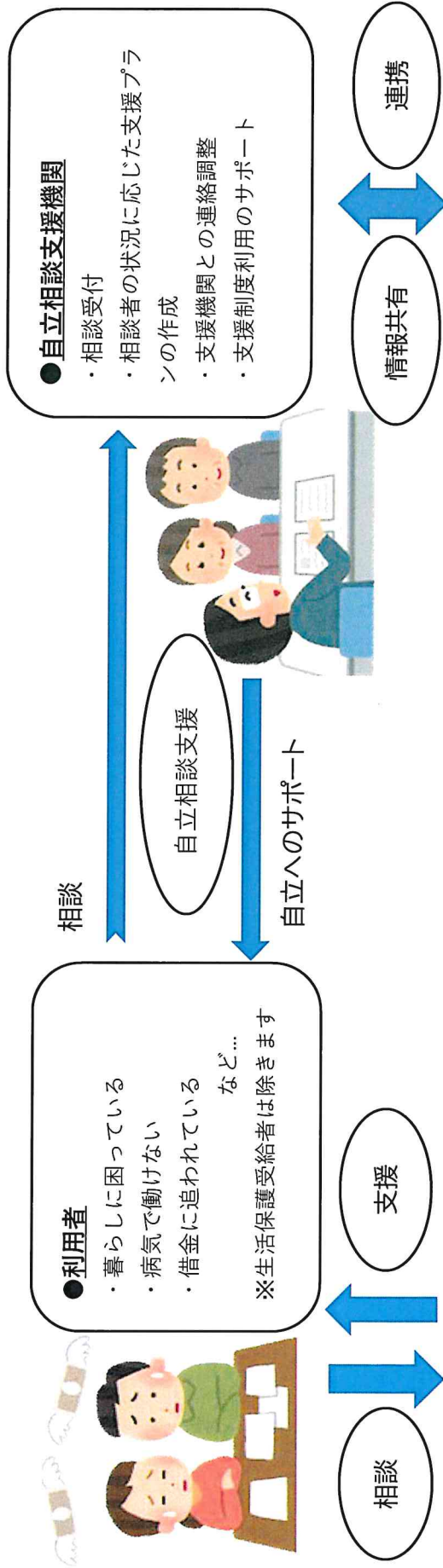
複合的な「課題」「制度の狭間」の課題
(1つの相談支援機関等では対応できない課題)

ふくし総合相談窓口

相談者等に対する支援
他機関と連携した支援
ネットワーク支援
社会資源の創出



生活困窮者自立支援の流れ



★支援機関(本人の状況に応じて考えられる関係機関)
 例えは…◇生活保護に関する相談→保護班 ◇年金に関する相談→戸籍年金班、鷹巣年金事務所(毎週水曜日に予約制で出張相談あり) ◇税金に関する相談→税務課
 ◇国民健康保険に関する相談→国保医療班 ◇介護に関する相談→高齢者支援班、地域包括支援センター ◇障害に関する相談→障害者センター、地域福祉班 など

●支援制度の例(ご本人の了解のもと、状況に応じた支援につなげます)

<p>●住居確保支援 ☆住居確保給付金の支給 離職により住宅を失った、またはその恐れが高い生活困窮者で収入などが一定水準以下の者に対して、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付する。</p>	<p>●就労支援 ☆就労準備支援事業 ☆就労に向けた準備が必要な方への支援(最長1年間の有期支援) ☆認定就労訓練事業 直ちに一般就労が困難なものに対する支援 ☆生活保護受給者等就労自立促進事業 就労に向けた準備が一定程度整っている方に対し、ハローワークの担当者と一体的に支援。</p>	<p>●家計再建支援 ☆家計改善支援事業 家計の状況を「見える化」、利用者(世帯)の家計管理の意欲を引き出す相談支援。給付金制度の利用に向けた支援や、世帯の状況に応じた貸付のあっせん等を実施。</p>	<p>●子ども支援 ☆子ども生活困窮世帯の子どもの生活保護世帯の子どもの学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言(※生活保護受給世帯を含む)</p>	<p>●その他の支援 ◇関係機関・他制度による支援 ◇ポランティアなどのオンラインフォーマルな支援</p>
---	---	--	--	---



家計改善支援事業をご利用ください。



貯金ゼロ、収入の変動や住宅ローンの負担など、家計の悩みは人それぞれ。そんな家計管理に課題を抱えている相談者からの悩み事をうかがい、相談者の方と一緒に収支のバランスを見直し、無理のない家計を一緒に考えていくのが、“家計改善支援事業”です。

家計の見える化を図り、家計改善や生活再生に向けて、専門の相談員（家計相談支援員）がサポートいたします。1人で抱え込まず、一緒に家計について考えてみませんか？



★相談できる方

○生活に困っている方はどなたでも相談できます。

例えば…

- ・多重債務もしくは過剰債務を抱え、返済が困難になっている方
 - ・収入が少なかったり波があったりするが生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の方
 - ・収入は安定しているが、公共料金や税金などを滞納・延滞したりしている方
 - ・児童扶養手当や年金など2～4ヶ月単位での収入となり、支出も月単位で変化するため家計管理が難しい方
- （※年齢制限はありません。）

★どんな支援が受けられるの？

- ・家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理等の支援）
- ・滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ・債務整理に関する支援（※借金問題については専門機関をご案内しております。）
- ・世帯の状況に応じ、必要性があると判断した場合は貸付のあっせんを実施



○お問い合わせ先○

鹿角市社会福祉協議会

家計相談支援員：中居

TEL30-1555

就労準備支援事業が始まりました！

あなたのお悩みを伺って、
あなたのペースに合わせた あなたのだけのプランを作成し、支援していきます！

☆相談できる方

生活保護を受給されている方以外で、長期の不就労などにより就労に不安を抱えている方

☆就労準備支援の流れ

まずは、自立相談支援窓口にご相談いただき、ご本人の今の状況にあったプランを作成します。
就労準備支援が決まったら…

- ① あなたの就労の意志(想い)を確認します。
- ② 今のあなたの課題を整理し、何から始めるかを一緒に決めます。
- ③ 目指す姿(なりたい自分、将来の目標)を設定し、支援方法を一緒に考えていきます。



☆どんな支援があるの？

○生活のリズムを改善したい、体調に不安がある方など

日常生活自立

- ・対象の方へ電話、自宅訪問等により起床や定時通所の促し
- ・規則正しい起床、就寝、バランスの取れた食事に関する助言
- ・適切な身だしなみに関する助言

など

○コミュニケーションが苦手、マナーに自信がない方など

社会生活自立

- ・挨拶の励行や基本的なコミュニケーション能力の形成
- ・職場見学への同行

など

○すぐに働く自信のない方、就労に向けた知識や技術が必要な方など

就労自立

- ・事業所等における就労体験
- ・履歴書の作成について助言、アドバイス

など

◎お問い合わせ先◎

鹿角市社会福祉協議会

就労準備支援員：高橋

TEL30-1555

不登校・ひきこもりに関する個別相談会 開催のお知らせ

「不登校・ひきこもりに悩んでいるのは、私だけじゃなかった…」
～誰かに話してみることで、ご自分の気持ちを楽しんでみてください～」

《個別相談会の内容》

ひきこもりに対する理解を深めていただくとともに、対応方法などを考え
きっかけとして個別相談会を開催します。対象はひきこもりがちな方やご家族
の方、不登校の保護者や関係機関の方々です。

○内容○ 社会福祉士・精神保健福祉士

による個別相談

○時間○ 9：00～（おひとり様 40分程度）

相談は無料ですが、予約制

となっておりますので事前のご予約をお願いいたします。

○会場○ 鹿角市社会福祉協議会 1F 相談室

《相談の日程・予約時間》

①9：00～ ②9：45～ ③10：30～ ④11：15～

4月10日（土）	5月1日（土）	6月5日（土）	7月3日（土）
8月7日（土）	9月4日（土）	10月2日（土）	11月6日（土）
12月4日（土）	1月8日（土）	2月5日（土）	3月5日（土）

※諸事情により日程が変更になる場合があります。

《親の会》

個別相談会後に本人の状況を理解するための勉強会や同じ悩みを持つ親御
さん同士の交流の場ともなっております。時間のある方はご参加ください。

【主催・お問合せ先】

NPO 法人子どもコンシェルジュ 駒ヶ嶺 裕子

TEL：080-8223-3036 メール：loblobin2004@gmail.com

『 みんなの居場所 』 に来てみませんか!!

○場 所○

1階 多世代交流スペース
（鹿角市社会福祉協議会内）

○利用可能時間○

9：00～17：00（土日祝を除く）

★過ごし方は自由で、利用時間内の出
入りも自由です。レクリエーション
活動も行っております。

★ご相談のある方はお気軽にスタッ
フにお声がけください。

※相談は無料で、相談内容について
の秘密は厳守いたします。



☆ ご家族の皆様へ

誰かに話をすることで気持ちが楽になり、一緒に考えるところの問題の整理がで
きます。お気軽にお越しください。

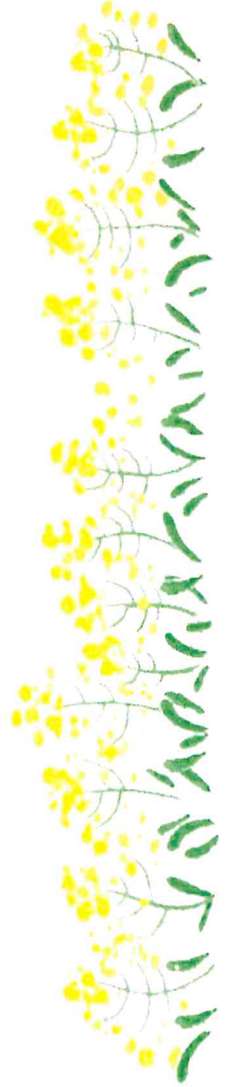
お問合せ・申込先
社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会（花輪字下花輪 86 番地 2）
（担当：高橋・中居）
電話：0186-23-2165 メール：fukushinosoudan@ink.or.jp

みんなの居場所 プログラム予定表

2021年

4月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5 若者の居場所IN鹿角 (NPO法人KOU)	6	7 コミュニケーション ゲーム	8	9	10 ひきこもり個別相談会
11	12	13	14 レクリエーション活動	15	16	17
18	19	20	21 レクリエーション活動	22	23	24
25	26	27	28 レクリエーション活動	29	30	1
			クラブトバンド②			



2-(2) 緊急小口資金

- 10万円以内
据置期間：2月以内
償還期限：据置期間経過後12月以内
対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
なお、原則として生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援事業等による支援を受けることに同意していること
使用内容：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用
- ア. 医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要とき
イ. 火災等被災によって生活費が必要とき
ウ. 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき
エ. 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき
オ. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
カ. 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
キ. 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき
ク. 給与等の盗難によって生活費が必要とき
ケ. その他これらと同等のやむを得ない事由がある、緊急性、必要性が高いと認められるとき

3. 教育支援資金

3-(1) 教育支援費

- 高等学校(専修学校高等課程含む)
月額：35,000円以内
- 高等専門学校
月額：60,000円以内
- 短期大学(専門職短期大学及び専修学校専門課程含む)
月額：60,000円以内
- 大学(専門職大学含む)
月額：65,000円以内
※特に必要と認める場合に限り、上記貸付月額の1.5倍の額まで貸付可能
- 据置期間：卒業後6月以内
償還期限：20年以内
対象：低所得世帯
使用内容：学校教育法に定める高等学校、大学(専門職大学、短期大学、専門職短期大学及び専修学校)、高等専門学校に就学するのに必要な経費(※専修学校は対象校・学科等については別途定めあり)
- <就学に必要な経費>
(例) 授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費

3-(2) 就学支度費

- 50万円以内
対象：低所得世帯
使用内容：学校教育法に定める高等学校、大学(専門職大学、短期大学、専門職短期大学及び専修学校)、高等専門学校に就学するのに必要な経費(※専修学校は対象校・学科等については別途定めあり)
- <入学に際し必要な経費>
(例) ・入学金等て入学時の学校に納入する経費
・制服、靴、体育着等で学校の指定により入学時に購入するもの
・教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの

4. 不動産担保型生活資金

4-(1) 不動産担保型生活資金

- 貸付月額：30万円以内
償還期間：契約の終了後3月以内
対象：高齢者世帯
使用内容：将来にわたり住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として、生活費を貸し付ける
- ・土地の評価額の7割を標準として貸付
 - ・貸付額は、月30万円以内で県社協、借入申込者が契約により定めた金額
- ※担保となる居住用不動産(土地)の評価額の下限は1,000万円程度

4-(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

- 対象：高齢者世帯
使用内容：将来にわたり住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、不動産を担保として、生活費を貸し付ける
- ・居住用不動産の7割(集合住宅は5割)を標準として貸付
 - ・貸付額は、世帯の貸付基本額の範囲で県社協及び借入申込者が契約に定めた金額
 - ・貸付基本額は、世帯の最低生活費を勘案、保護の実施機関が定めた額
- ※担保となる居住用不動産の資産価値が500万円以上であること、などの要件あり

生活福祉資金貸付のご案内

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度とは

この貸付制度は、低所得世帯・障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

ご利用いただける方

- 低所得世帯/
資金の貸付けに合わせて必要な支援を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、独立生活に必要な資金の融通を受けることが困難であると認められるもの
- 障害者世帯/
身体障害者世帯・身体障害者手帳の交付を受けた方の属する世帯
知的障害者世帯・療育手帳の交付を受けた方の属する世帯
精神障害者世帯・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯
その他の世帯・障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方の属する世帯
- 高齢者世帯/
65歳以上の高齢者の属する世帯
(ただし、不動産担保型生活資金は除きます)

※次の場合は連帯保証人を必要としないでお貸しすることができます。

- 1) 教育支援資金の申込みで、資金使用者が申込者、世帯主が連帯借入申込者となる場合
- 2) 緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

貸付金利率

■総合支援資金・福祉資金

- ・連帯保証人を立てる場合は無利子
- ・連帯保証人がいない場合は年1.5%

■緊急小口資金・教育支援資金

- ・無利子

■不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

- ・年3%、または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方

償還方法等は…

- ・償還は、元金・利子均等の口座振替による月賦償還で、ゆうちょ銀行または秋田銀行・北都銀行・農林中央金庫(農業協同組合)のみご利用になれます。(振込用紙での償還も可能)
- ・約束された期間に償還できなかった場合、残元金に対して延滞利子(年3%)が日割りで加算されます。

民生委員等の相談支援

この資金は生活の安定や立て直しを図ることを目的としていることから、必要に応じて民生委員、社会福祉協議会、関係機関の相談支援を受けていただきます。

申込方法

ご相談・お申し込みは、お住まいの地区の民生委員または市町村社会福祉協議会が窓口です。

連帯保証人

原則として連帯保証人が1名必要です。ただし、連帯保証人を立てない場合でも資金の貸付を受けることができます。

連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担いただきますので、日頃から熱心に相談・支援してくれる方が最適です。同一世帯の家族や保証能力が維持できない方は連帯保証人になれません。

保証人を設定する場合	無利子
連帯保証人を設定しない場合	年1.5%

貸付資金の種類（4種類）

1. 総合支援資金

貸付対象

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援・家計相談支援等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯。
なお、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けることに同意していること。

次の要件に全て該当する世帯が申込みできます。

- ア. 低所得世帯であって、失業や収入の減少等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- イ. 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること。
- ウ. 現に住居を有していることまたは生活困窮者自立支援法第3条第3項に規定する住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
- エ. 社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還が見込めること。
- オ. 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを現在受けることができず、生活費を賄うことができないこと。



1-(1) 生活支援費

貸付月額：20万円以内
単身世帯は15万円以内

据置期間：6月以内

償還期限：据置期間経過後
最長10年以内

対象：低所得世帯

使用内容：生活再建までの間に必要な生活費用(貸付期間は原則として3月とし最長12月以内)

1-(2) 住宅入居費

貸付金額：40万円以内

据置期間：貸付日から6月以内(生活支援費と併せて貸し付ける場合には生活支援費の最終貸付日から6月以内)

償還期限：据置期間経過後10年以内

対象：低所得世帯

使用内容：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

1-(3) 一時生活再建費

貸付金額：60万円以内

据置期間：貸付日から6月以内(生活支援費と併せて貸し付ける場合には生活支援費の最終貸付日から6月以内)

償還期限：据置期間経過後10年以内

対象：低所得世帯

使用内容：生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

2. 福祉資金

2-(1) 福祉費

使用目的に応じて貸付額と償還期間を設定

据置期間：6月以内

対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

使用目的：日常生活、自立生活する上で一時的に必要な費用



資金の目的	対象世帯	貸付上限額の目安	償還期間
生業を営むために必要な経費	低所得世帯・障害者世帯	460万円	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得世帯・障害者世帯	技能を習得する期間が ¹ 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	250万円	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	障害者世帯・高齢者世帯	170万円	8年
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者世帯	250万円	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	513.6万円	10年
負傷または疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得世帯・高齢者世帯	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	150万円	7年
冠婚葬祭に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	50万円	3年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	50万円	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	50万円	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	50万円	3年

緊急小口資金（特例貸付）のご案内

令和2年10月1日
秋田県社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、緊急かつ一時的に収入が減少した世帯に対して、当座の生活費を貸付いたします。

貸付金額 10万円以内

●次の場合は20万円以内の貸付が可能です

- (1)世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- (2)世帯員に要介護者がいるとき。
- (3)世帯員が4人以上いるとき。
- (4)世帯員に①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。
 - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- (5)世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
- (6)その他、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

- 利子 無利子
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 返済期間 据置期間後、2年以内
- 連帯保証人 不要

※ただし、返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年3.0%の延滞利子が発生します。

※この貸付金は償還（返済）が必要ですが、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還免除の特例が設けられています。

■貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（低所得世帯に限らない）
なお、運転資金・設備資金は、貸付対象外です。

■申込み先

お住いの市町村社会福祉協議会

■申込みに際して必要なもの

- ①ご本人の確認ができるもの
（住民票、健康保険証、運転免許証、源泉徴収票、預金通帳など）
- ②印鑑(実印)
- ③減収等を確認できる書類（給与明細、通帳、帳簿書類など）
- ④貸付金の振込及び口座振替で償還する場合に使用する預金通帳、金融機関届出印

■貸付金の送金

市町村社会福祉協議会から届いた借入申込書等を秋田県社会福祉協議会で審査した後、指定の金融機関・口座に振込みます。（送金まで概ね10日程度かかります）
ただし、要件に該当しない場合、減額または貸付を行わないことがあります。

総合支援資金 生活支援費（特例貸付）のご案内

令和2年5月29日
秋田県社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により、日常生活が困難となっている世帯に対して、生活再建までに必要な生活費用を貸付いたします。

貸付上限額 2人以上の世帯 月20万円以内

単身世帯 月15万円以内

- 貸付期間 原則3月以内
- 利子 無利子
- 据置期間 最終貸付日から1年以内
- 返済期間 据置期間後、10年以内
- 連帯保証人 不要

※ただし、返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年3.0%の延滞利子が発生します。

※この貸付金は償還（返済）が必要ですが、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還免除の特例が設けられています。

■貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
なお、運転資金・設備資金は、貸付対象外です。

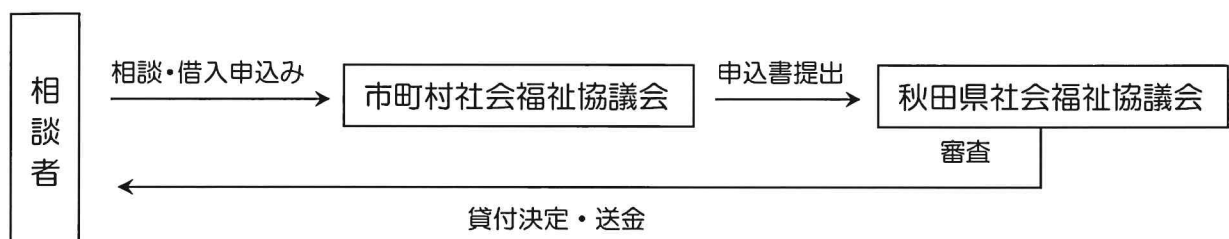
■申込み先

お住いの市町村社会福祉協議会

■申込みに際して必要なもの

- ①ご本人の確認ができるもの
(住民票、健康保険証、運転免許証、源泉徴収票、預金通帳など)
- ②印鑑(実印)
- ③減収等を確認できる書類(給与明細、通帳、帳簿書類など)
- ④貸付金の振込及び口座振替で償還する場合に使用する預金通帳、金融機関届出印
- ⑤その他必要な書類

■貸付手続きの流れ



新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

- ア 令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
- イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

■ 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

■ 受付期間

- ・ 令和3年2月19日（金）から令和3年3月末まで

お問合せ先

- 一般的なお問合せは相談コールセンター
0120-46-1999 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）
- お申込みはお住まいの市区町村の自立相談支援機関へご相談の上、市区町村社会福祉協議会にお電話ください。

※ 郵送でのお申込みもできます。

再貸付までの流れ

ステップ1

市町村内の生活困窮者自立相談支援機関へご相談ください。
生活の状況等により、求職者支援訓練や生活保護のご案内をいたします。

ステップ2

市町村内の社会福祉協議会へ再貸付の申請を行ってください。

総合支援資金の再貸付に関する Q & A

Q1 総合支援資金の利用が初回3月で終了しているのですが、再貸付の申請は可能ですか？

A 可能です。

Q2 申請のために必要な書類はなんですか？

A 再貸付の申請書、既に借りている総合支援資金の借用書をご用意ください。(居住地や世帯に変更がある場合は、住民票を、振込口座を変更する場合は、通帳の写が必要です。)

Q3 お金はどれくらいの期間で振り込まれますか？

A 各都道府県社会福祉協議会により異なります。受付開始後、早めのご相談・申請をお願いします。

Q4 借り受けたお金の返済方法はようになりますか？

A 借受の1年後から返済開始となり、10年間で返済していただきます。

Q5 償還免除はありますか？

A 総合支援資金の再貸付についても「なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が償還免除の対象となります(要件等は現在、厚生労働省で検討中です)。

権利擁護センター

このようなことで悩んでいませんか？

物忘れのある親のために…

しまいなくしを繰り返す親が印鑑を紛失。銀行での改印手続きをしようとしたら、娘の私でも出来ないと言われてしまって…。



近隣に高齢者がひとりで暮らしています

認知症が進み財産管理ができなくなっているようです。見知らぬ人が出入りしている様子なので心配です。



障がいを持つ方のために…

障がいのある子と暮らしていますが、私が身の回りの世話をすることが出来なくなった時のことが心配で…。



将来の不安に備えるために…

子どもがいないし、頼れる親族もいません。将来、認知症になってしまった時のことを考えると不安で…。



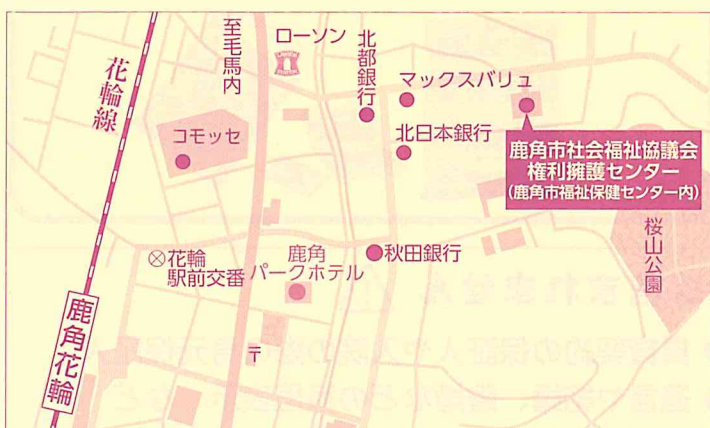
こんな時は!!

『日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)』『成年後見制度』は、判断能力が十分でない方の権利を守るための制度です。

● 2つの制度の相違点 ●

2つの制度は、よく似ていますが、「日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)」は、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定していることに対して、「成年後見制度」は、財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援(身上監護)に関する契約等の法律行為を援助することができます。ケースによっては2つの制度を併用する場合があります。

お問い合わせ



住所

〒018-5201
鹿角市花輪字下花輪50
鹿角市社会福祉協議会
(鹿角市福祉保健センター内)

TEL 0186-23-2165
FAX 0186-23-2850

※月曜～金曜

午前8時30分～午後5時15分まで(祝日及び年末年始は除く)

※相談料は無料(予約不要)

ご相談を
お待ちしております!



鹿角市社会福祉協議会権利擁護センターでは、『日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)』と『法人後見事業』で困っている方の生活を支援していきます。

◎日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

本人の判断能力は不十分であっても、成年後見制度を利用するほどではない方に対して、権利擁護センターが次のようなサービスを提供し、個人の財産と権利を守ります。

利用できる方(次のいずれにも該当される方)

- ・鹿角郡市内にお住まいであること。
- ・日常的な金銭管理や福祉サービスの利用等について、**自己の判断で適切に行うことが困難**であること。
- ・この事業の利用に関する**契約を締結する能力**があると認められること。
- ・親族等から**日常的な援助が望めない**こと。

たとえば、こんなことで困っていませんか？



◎成年後見制度(法人後見事業)

権利擁護センターを運営している鹿角市社会福祉協議会が、家庭裁判所から「成年後見人」等に選任された場合に、本人の支援を行います。後見人等の主な仕事は**身上監護**と**財産管理**の2つに分けられます。

身上監護

ご本人に契約能力がない場合に介護契約や施設入所契約など本人の**身上の世話**や療養看護を行うもの。

○施設の入退所に関すること

老人ホームなどの施設の入退所・処遇の監視など



○介護・生活に関すること

介護保険の利用手続きや介護サービス提供者等との契約・費用の支払いなど

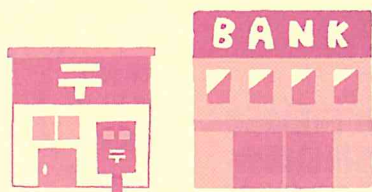


財産管理

本人の**資産**や負債、収入及び支出の内容を把握し本人の生活状況に適した**計画的な支出**をするもの。

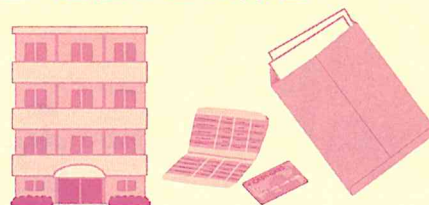
○支出・収入の管理

○銀行などの金融機関との取引



○不動産などの重要な財産の管理・処分

○権利証・通帳などの保管



⚠ 以下のような内容は含まれません ⚠

- 毎日の買い物や、身体介護
- 治療や手術、臓器提供についての同意
- 賃貸契約の保証人や入院の際の身元保証人
- 遺言や結婚、離婚などの意思表示 など

にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう 日常生活自立支援事業



はんだんのうりよく ふ あん こうれいしゃ ち てきしょうがい
判断能力に不安のある高齢者や、知的障害・

せいしんしょうがい かたがた す な ち いき あんしん く
精神障害のある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう

つぎ てつだ
次のようなサービスのお手伝いをします。



ふくし り ようえんじょ きほん り よう
1 福祉サービスの利用援助 1を基本に2と3のサービスをご利用いただけます。

社会福祉サービスが安心して利用できるよう、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きなどのお手伝いをします。(施設への入所手続き及び身元引受人や浪費の管理等は対象外となります。)

にちじょうてききんせんかんり
2 日常的金銭管理サービス

日常生活に必要なお金の出し入れや公共料金等の支払いをお手伝いします。

しょるいとう あず
3 書類等の預かりサービス

預貯金通帳、印鑑、証書などの大切な書類等をお預かりします。

(ただし、貴金属類、宝石、骨董品、書画、キャッシュカード等はお預かりできません。)

かいし なが サービス開始までの流れ

そう だん
相 談



お気軽にお近くの社会福祉協議会にご相談ください。

ほう もんちよう さ
訪問調査



社会福祉協議会の専門員がお宅を訪問し、困りごとなどをおききします。

もうしこみ しょるい
申込書類や
し えん けい かく さく せい
支援計画作成



ご本人の希望を伺いながら専門員が必要な書類を作成します。

けい やく
契 約



利用申込者ご本人と社会福祉協議会で本事業の契約をかわします。

りようりょう
ここから利用料がかかります

かいし
サービス開始

あんしん



契約に基づいて各市町村に配置されている生活支援員がサービスを提供します。

あんしん りよう 安心してご利用いただくために

けいやくていけつしん さ かい
契約締結審査会

申込者や利用者の判断能力や援助内容について審査をおこないます。

うんえいかん し い いんかい
運営監視委員会

事業の信頼性を高め、安心してご利用いただけるよう、第三者(法律、福祉、医療の専門家)の方々で構成する委員が、契約の適正や事業運営の監視を行います。

利用料について

相談・訪問調査・書類の作成は無料ですが、契約後の援助は利用料が必要です。(1回1時間以内は1,000円、1時間を超えた場合は、以降30分ごと500円をいただきます*)。ただし、生活保護を受けている方は、利用料の負担はありません。

*平成30年10月1日～料金改定

せいねんこうけんせいど りよう しえん
成年後見制度の利用を支援します

日常生活自立支援事業では、ご本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できる方と社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提です。

障害などにより、ご本人に社会福祉協議会と契約できるだけの判断能力がなくなった場合には、この事業以外でご本人にふさわしい援助につないたり、「成年後見制度」の利用を支援します。

※成年後見制度とは、精神上的の障害によって判断能力が十分でない方(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など)を保護するための制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」のタイプがあります。また、本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ選んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」があります。

そうだん といいわ
ご相談・お問合せはこちらまで

お住まいの地域の福祉生活サポートセンター(社協=社会福祉協議会)にご相談ください。

ナンバー No.	しちょうそんめい 市町村名	でん 電	わ 話	ゆうびんばんごう 郵便番号	じゅう 住	しょ 所
1	あきたし 秋田市社協	018-862-0102		010 0976	秋田市八橋南一丁目8-2	
2	のしろし 能代市社協(※)	0185-89-6000		016 0817	能代市上町12-32(能代ふれあいプラザ 2階)	
3	よこてし 横手市社協	0182-36-5377		013 0072	横手市卸町5-10 卸町ビル2階	
4	おおだてし 大館市社協	0186-49-2585		017 0836	大館市池内字大出135 大館市立上川沿公民館内	
5	おがし 男鹿市社協	0185-23-2772		010 0511	男鹿市船川港船川字片田74(男鹿市福祉保健センター内)	
6	ゆざわし 湯沢市社協(※)	0183-73-8696		012 0815	湯沢市古館町4-5	
7	かづのし 鹿角市社協(※)	0186-22-1956		018 5201	鹿角市花輪字下花輪50(鹿角市福祉保健センター内)	
8	ゆりほんじょうし 由利本荘市社協(由利支所)	0184-53-2757		015 0341	由利本荘市前郷字御伊勢下4-1	
9	かたみ 潟上市社協(天王センター)	018-878-6538		010 0201	潟上市天王字上江川47-441(天王センター)	
10	だいせんし 大仙市社協	0187-63-0277		014 0027	大仙市大曲通町1-14(大仙市健康福祉会館3階)	
11	きたあきたし 北秋田市社協	0186-69-8025		018 3312	北秋田市花園町16-1	
12	にかほ市社協	0184-32-3010		018 0402	にかほ市平沢字八森31-1	
13	せんぼくし 仙北市社協	0187-52-1624		014 0347	仙北市角館町小勝田間野54-5	
14	こさかまち 小坂町社協	0186-25-8020		017 0202	鹿角郡小坂町小坂鉱山字栗平19-12	
15	かみこあにむら 上小阿仁村社協	018-677-3057		018 4421	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原80(高齢者生活福祉センター内)	
16	ふじさとまち 藤里町社協	0185-79-2848		018 3201	山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇40	
17	みたねちよう 三種町社協(※)	0185-83-4861		018 2303	山本郡三種町森岳字上台93-5	
18	はつぼうちよう 八峰町社協	0185-77-3551		018 2644	山本郡八峰町八森字椿台112番地	
19	こじょうめまち 五城目町社協	018-852-5192		018 1725	南秋田郡五城目町西磯ノ目1-6-10	
20	はちろうがたまち 八郎潟町社協	018-875-3871		018 1621	南秋田郡八郎潟町字家の後23-3(老人福祉センター内)	
21	いかわまち 井川町社協	018-874-2611		018 1512	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1(井川町役場内)	
22	おおがたむら 大潟村社協	0185-45-2840		010 0441	南秋田郡大潟村字北1-3(ふれあい健康館内)	
23	みさとちよう 美郷町社協	0187-85-2294		019 1541	仙北郡美郷町土崎字上野乙6-1(みさと福祉センター)	
24	うごまち 羽後町社協	0183-62-5313		012 1103	雄勝郡羽後町林崎字五林坂21-1(五輪坂ケアセンター内)	
25	ひがしなるせむら 東成瀬村社協	0182-47-2700		019 0801	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1(保健センター内)	

※ 能代市社協、湯沢市社協、鹿角市社協、三種町社協では、「成年後見制度」の相談も受け付けておりますのでご利用ください。

きがる そうだん
お気軽にご相談ください

あきたけんふくしせいかつ
秋田県福祉生活サポートセンター

秋田県福祉生活サポート で 検索

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉協議会

電話 018-864-2797 FAX 018-864-2742

成年後見制度利用支援 ～将来の不安を安心へ～

子どもは遠方に住んでいます。老後の様々な契約や書類作成・手続きなど自分でできるか心配。

母は寝たきりで長期入院中。銀行窓口で母の預金をおろそうとしたら「本人を連れてきて」と言われました。

私が認知症になったら、誰が私のお金を管理してくれるの？

頼れる家族もおらず、これからの生活が不安…。

障がいを持つ子どもがいます。親亡きあとの子どもの将来が心配で…。

……こんな不安はありませんか？

まずはご相談ください

鹿角市成年後見支援センター

〒018-5201

鹿角市花輪字下花輪86-2 社会福祉法人鹿角市社会福祉協議会内

電話 0186-22-1956 FAX 0186-23-2850

受付時間 8時30分～17時15分（土・日曜日、祝祭日を除く平日）

鹿角市成年後見支援センターが行う主な支援

- ①成年後見制度の説明
- ②解決に向けた提案
- ③関係機関との連携
- ④専門機関への紹介
- ⑤家庭裁判所への申立て同行
- ⑥書類の作成支援
- ⑦後見人等の受任調整 など

鹿角市社会福祉協議会では、成年後見制度を有効にご利用いただけるよう、鹿角市からの委託を受け「鹿角市成年後見支援センター」を開設しました。「成年後見制度」の情報提供や研修会の開催、相談などを行うほか、法人として後見人等として直接後見業務も行っています。

★成年後見制度とは

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方の権利（お金の管理や福祉サービスなどの契約など）を守る法的な仕組みです。お住まいの近くの家庭裁判所に申し立てを行い、本人を援助する人（親族や弁護士などの第三者の法的な代理人）を選任し、本人の代わりに、

★後見人などとはどんな人がなれるの？

家庭裁判所が、成年後見制度を利用する人の権利を守るという重要な責任を果たすのにふさわしい人を選任します。制度を利用する人（本人）の心身の状態や生活状況、成年後見人となる人の職業や経歴、本人との利害関係の有無、その他一切の事情を考慮し、親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士、法人などから選任されます。

★どんなことができる制度なの？

裁判所が決めた後見人等は、本人に代わって次のことができます。

身上監護

本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮した支援を行います。
例) 高齢者施設、介護保険サービスの各種手続きや費用の支払い/障害福祉サービスの利用手続き/定期的に訪問し生活状況の確認 など

財産管理

本人に代わって財産管理を行います。
例) 印鑑、預貯金通帳の管理/収支の管理/不動産の管理 など

鹿角市社協では、法人として後見業務を行っています!!

判断能力が低下した方のニーズが多様化したことで、組織的に本人の身上監護や財産管理を行うことが必要かつ適切な場合や、本人に身寄りがなく、後見人などの適切な候補者を見つけるのが難しい場合などの受け皿として法人後見が必要とされています。

①長期的に安定した支援が可能

法人として受任しているため、健康上の理由などによって後見人などが業務が滞ることなく、長期的に安定した支援を行うことができます。

②社協ならではのネットワーク

高齢者や障がいのある方への支援のノウハウを生かし、本人の意思を尊重した支援を行います。また、地域住民やボランティア、各種関係機関と協力しながら見守りのネットワークをつくりまします。

③支援困難ケースへの対応

虐待が疑われたり、親族からの干渉が激しい事案などに対し、多様な専門性を発揮しながらの対応や心理的負担を減らし、効率よく後見業務を行うことができます。

介護支援ボランティア制度を 活用しましょう！

～ボランティアしてみませんか？ボランティア募集しています～

鹿角市介護支援 ボランティア制度とは？

65歳以上の方が、福祉施設等の受入機関でのボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加をすることで、自身の介護予防の推進と、生き活きとした地域社会づくりを目的とした制度です。



介護支援ボランティアスタンプが置いてある各受入施設で、ボランティア活動をして集めたポイントを換金すると、1年間で**最大5,000円**の交付金が受けられます。

【受入施設】※2020.4月現在の受入施設(35か所)

- ・ 東恵園デイサービス
- ・ 特別養護老人ホーム東恵園
- ・ 特別養護老人ホームケアホームおおゆ
- ・ デイサービスセンターオアシス
- ・ 介護老人保健施設いこいの里
- ・ デイサービスセンター温泉保養館おおゆ
- ・ ショートステイ温泉保養館おおゆ
- ・ 高齢者交流サロンすずかけ倶楽部
- ・ 障害者センターかづの(はなわ地域生活支援センター)
- ・ 鹿角市福祉保健センターすこやか子育て課(健康づくり班)
- ・ 介護老人福祉施設「月山の郷」
- ・ グループホームみさと
- ・ 東恵園デイサービスてとと
- ・ グループホームくおん
- ・ 地域密着型特別養護老人ホームはなわあいの
- ・ 介護老人保健施設けいあい
- ・ 地域支援サービスひなたぼっこ(鹿角親交会)
- ・ ケアハウス温泉保養館おおゆ
- ・ 介護老人福祉施設鹿角微笑苑
- ・ 企業組合ゆいすえひろデイサービスセンター
- ・ 障害者センターかづの(とわだ地域生活支援センター)
- ・ 鹿角市大湯温泉保養センター湯都里
- ・ 介護老人福祉施設「鹿南の郷」
- ・ 鹿角市社会福祉協議会
- ・ 多機能サービスかみはなわ
- ・ 鹿角中央病院デイサービスセンター
- ・ グループホームなでしこ
- ・ 指定障害者支援施設東山学園
- ・ 養護老人ホーム和光園
- ・ グループホーム温泉保養館おおゆ
- ・ デイサービスセンターゆげ温泉
- ・ グループホーム仁愛
- ・ 鹿角市高齢者センター
- ・ 多機能サービスたぐちさんの家
- ・ 鹿角市福祉保健センターあんしん長寿課(介護予防班)

※各施設における活動内容については、鹿角市社会福祉協議会へお問い合わせください。

介護支援ボランティア登録から交付金が支給されるまで

1

介護支援ボランティアの登録を行います

- 登録できる方 鹿角市内にお住まいで65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）のうち、要介護認定を受けていないものであって、ボランティア活動をすることができる健康な方（要支援1、2の方も登録できます）。
- 受付場所 鹿角市社会福祉協議会
※申請書は鹿角市社会福祉協議会のほか受入施設で配布しています。
- 必要なもの 介護保険被保険者証

自分の特技を活かして利用者と交流したい

身内がお世話になったので恩返しをしたい

生きがいを見つけたい

どんな活動があるの？



鹿角市社会福祉協議会へご相談ください！

2

ボランティアをしてスタンプを貯めます

- 活動場所 あらかじめ指定を受けている鹿角市内の福祉施設や団体になります（表面記載施設）
例えば・・・特別養護老人ホーム・グループホーム・デイサービス などです。
- 活動内容
 - ①レクリエーション等の指導及び参加支援
 - ②お茶出しおよび食堂内の配膳、下膳等の補助
 - ③喫茶等の運営補助
 - ④散歩、外出および館内移動の補助
 - ⑤模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い
 - ⑥話し相手
 - ⑦その他施設の職員とともに草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換等の軽微かつ補助的な活動
 - ⑧市が委託する地域支援事業での参加者の支援活動
 - ⑨高齢者生き生きサロン活動での参加者の支援活動
 - ⑩高齢者会食会での参加者支援活動
 - ⑪その他の事業および活動

※ボランティア活動をし、その都度、「鹿角市介護支援ボランティア手帳」（以下、手帳という。）にスタンプを押してもらいます（概ね1時間の活動でスタンプ1個、1日2個上限）。
※スタンプは施設職員が押印します。



3

スタンプを現金に交換または寄付する事ができます

スタンプ1個=100円（年間交換上限 スタンプ50個=5,000円）

- 現金への交換は手続きが必要です。手帳は、活動年度（9月1日～翌年の8月末）毎に切り替わりますので、8月分のスタンプ取得が完了しましたら、9月から10月末までに介護支援ボランティア制度ポイント換金申出書を手帳（新旧どちらも）を添えて、鹿角市社会福祉協議会へ提出してください。
- 介護保険料の未納・滞納がある方は対象外です。
- 介護支援ボランティア制度ポイント換金申出書に記載された指定の口座へポイントに応じた交付金を振り込みます（翌年2月から3月）。寄付の申し出も可能です。
- 交換上限を超えて取得したスタンプは、翌活動年度に限り、繰り越すことができます（繰越上限スタンプ50個）。

問合せ先・申込み先

社会福祉法人鹿角市社会福祉協議会

〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪86-2

TEL : 23-2165 FAX : 23-2850 MAIL : info@kazunoshisyakyo.or.jp

生活援助ボランティア事業

鹿角市社会福祉協議会では、高齢者の在宅生活を支援する市民による市民への助け合い活動「生活援助ボランティア事業」を行っております。

市民による市民への
助け合い活動へ
参加してみませんか



～ボランティアを随時募集しています～

【事業の目的】

高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要支援状態となった場合でも、可能な限り自立した在宅生活を営むことができるよう住民同士が協力し合い、住民の福祉力をもって支援することを目的とします。

【活動内容】

①話し相手②見守り③生活相談④手紙の朗読・代筆⑤行政・医療機関などとの連絡・手続き代行⑥調理⑦掃除⑧洗濯⑨買物⑩宅配の手続き⑪薬の受け取り等の生活援助⑫ほか軽作業等。

※活動内容は、利用者の介護予防サービス・支援計画に基づくものです。

※買物・薬取り等でボランティアが利用者を車に乗せることはありません。

【その他】活動は登録制で、活動時間によって活動費をお支払いします（30分あたり350円）。

ボランティア募集中

この事業で活動して下さるボランティアを随時募集しています。市民による市民への助け合い活動へ皆様のお力をお貸しください。

【登録先】

鹿角市社会福祉協議会

【登録に必要な物】

口座番号がわかる物

（活動費振込先）



講習会のお知らせ

未経験者の方でも安心して活動していただくため、活動前に簡単な講習会を開催しています。講習会は下記内容で随時開催しています。ご連絡お待ちしております。

【内 容】 ①事業説明 ②高齢者の心身の特徴
③訪問サービスの心得など1時間程度

です

【受講条件】 地域福祉に理解・関心がある市内にお住いの方

【費 用】 無料

問合せ先・申込み先

社会福祉法人鹿角市社会福祉協議会

〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪86-2

TEL : 23-2165 FAX : 23-2850 MAIL : info@kazunochiyakyo.or.jp

生活援助ボランティアとは？

生活援助ボランティアは、「見守りや話し相手」、「手紙や郵便物の処理」など、高齢者のちょっとしたお手伝いをするボランティアです。住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるように、出来る範囲でお手伝いをします。

■活動内容／話し相手、見守り、生活相談、手紙の朗読・代筆、行政・医療機関などとの連絡・手続き代行、調理、掃除、洗濯、買物、宅配の手続き、薬の受け取り等の生活援助、ほか軽作業等

最近・・・
誰とも話して
ないなあ

誰かに悩みを
聞いてほしい

カボチャが
固くて切れない・・・
手伝ってほしいなあ

手が震えて書けない、
文字が見えづらい・・・

荷物が重いし・・・

自分の身に
何かあったら
どうしよう・・・

【利用できる方】

在宅で生活している介護度が比較的軽度な方（事業対象者または要支援1・2）で、ケアプランにおいて必要と認められた方。

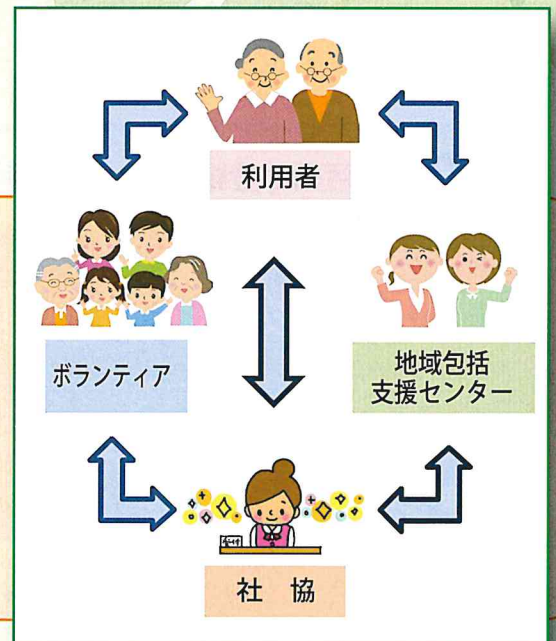
【利用料】

30分100円 ※原則週1回（1日2時間まで）

買物等でボランティアが自家用車等を使用する際には、別途ガソリン代をご負担いただきます。1kmあたり37円。

【サービスの流れ】

- ①お近くの地域包括支援センターへご相談ください
 - ②希望するサービスをお聞きしながら、包括支援センターが作成する「ケアプラン」に基づき、サービス内容を検討します
 - ③ボランティアと社会福祉協議会（社協）職員がご自宅を訪問し、顔合わせを行い、活動内容を確認します
 - ④ボランティアが活動を行います（週1回程度）
 - ⑤毎月初めに社協職員が利用料の集金へ伺います（口座振替可）
- ※サービスの中で知り得た利用者の個人情報については、サービス提供のため必要な範囲内で利用し、その目的以外での利用はいたしません。



【お問い合わせ・申込み先】

●花輪・尾去沢地区	花輪・尾去沢地域包括支援センター	鹿角市花輪字下花輪86-2（鹿角市社会福祉協議会内）	TEL：22-0502
●十和田地区	十和田地域包括支援センター	鹿角市十和田毛馬内字毛馬内62-1 （けまない福祉コミュニティエリア多世代交流スペースどまっこ内）	TEL：25-8264
●大湯地区	大湯地域包括支援センター	鹿角市十和田大湯字桂ノ沢1-3（大湯温泉保養センター湯都里内）	TEL：37-2088
●八幡平地区	八幡平地域包括支援センター	鹿角市八幡平字小山50（いこいの里介護支援センター内）	TEL：22-4012

こんなことで困ったら…

介護のこと

介護保険を利用したいのですが、どうすればいいですか？



まずは地域包括支援センターに相談しましょう。心身の状態にあわせて、基本チェックリストや要介護認定の申請をご案内します。

要支援と認定されたのですが、その後はどうすればいいですか？

介護保険のサービスを利用するための計画（介護予防ケアプラン）をたてますので、ご連絡ください。

健康のこと

最近足腰が弱くなり、寝たきりへの不安があります。



市区町村が行う介護予防の取り組み（介護予防・日常生活支援総合事業）が利用できます。地域包括支援センターでは、さまざまな取り組みを紹介しています。

ひとり暮らしで持病もあり、急に具合が悪くなったら…と不安です。

市区町村の独自サービスとして、緊急通報装置の貸し出しなどを紹介します。また、老人クラブやサークルなどの集まりに参加することで、近所の人との交流も生まれ、孤立を防ぐこともできます。

お金や財産管理のこと

最近物忘れがひどく、お金の管理に自信がなくなってきました。頼れる身内もいません。



判断能力が衰えた場合に備えて、「成年後見制度」を利用して後見人を選んでおくことができます。地域包括支援センターでは、成年後見制度の利用を支援しています。

振り込み詐欺の被害にあってしまいました。

おかしなと思ったらときや被害にあってしまったときは、ご相談ください。消費生活センターや行政などと協力して問題を解決します。

家族のこと

母の介護をしています、つい声を荒らげてしまいます。



介護する人の負担やストレスを軽減するためのサービスを紹介したり、情報提供をします。

離れて住んでいるひとり暮らしの父が心配なのですが、なかなか様子を見に行けません。

市区町村の独自サービスとして、定期的なひとり暮らしの高齢者を訪問したり、電話での安否確認、配食サービスなどがある場合がありますので、お問い合わせください。

近所の高齢者のこと

最近顔を見かけなくなった高齢者がいますが、ひとり暮らしなので心配です。



地域包括支援センターにご連絡ください。高齢者を訪問して様子を確認し、必要な場合は関係機関と連携して解決に努めます。

近所の高齢者が虐待されているようなのですが、どうしたらいいですか？

虐待を発見したときや、虐待があると思われるときは、地域包括支援センターに通報してください。早期に発見し、第三者が介入することで、虐待の深刻化を防ぐことができます。

地域包括支援センターに行けないときは…

体調が悪かったり、家族の介護で地域包括支援センターへ行けないなどの場合は、地域包括支援センターの職員が訪問することもできますので、お気軽にご連絡ください。



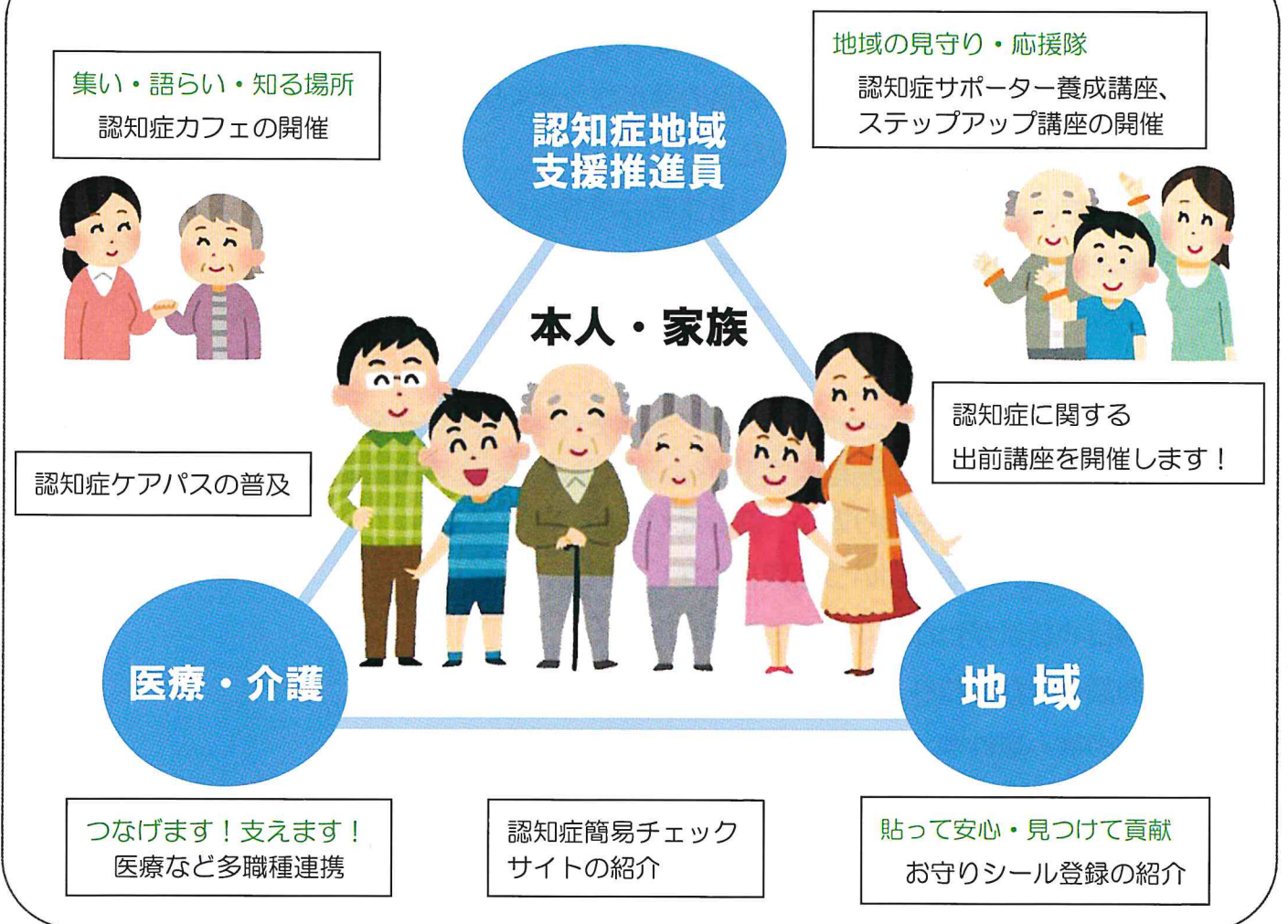
このほかにも、高齢者に関する相談や悩みを受け付けます！

認知症でお困りの方、わたしたち認知症地域支援推進員に “困りごと”をお聞かせください。

認知症は誰もがなりうる身近な病気です。

たとえ症状があっても暮らせる「認知症になってもだいじょうぶなまち」を皆さんといっしょにつくっていきたいと思います。

「わたしたちはこんな活動をしています」



認知症地域支援推進員は下記センターにいます。

来所・電話どちらでもかまいません。お気軽にご相談ください。

(相談は無料です)

花輪・尾去沢地域包括支援センター
八幡平地域包括支援センター
十和田地域包括支援センター
大湯地域包括支援センター
福祉保健センター(あんしん長寿課)

電話 22-0502
電話 22-4012
電話 25-8264
電話 37-2088
電話 30-0103

少しでも気になる変化が見られたら、まずは各地域包括支援センターへ相談してみませんか。

「自分の物忘れが気になり始めたら…」自分でチェック！

変化はゆっくりあらわれることが多いので、一年前と現在の状態を比べてみましょう。

- ものをなくしてしまうことが多くなり、いつも探し物をしている。
- 財布や通帳など大事なものをなくすことがある。
- 曜日や日付を確認しないと忘れてしまう。
- 料理の味が変わったと家族に言われた。
- 薬の飲み忘れや、飲んだかどうかわからなくなることがある。
- リモコンや洗濯機などの電化製品の操作がうまく出来ない。
- イライラして怒りっぽくなった。
- 一人であるのが不安になり、外出するのがおっくうになった。
- 趣味や好きなテレビ番組を楽しめなくなった。



「家族・身近な人のもの忘れが気になったら…」あなたがチェック！

- 同じことを何度も繰り返して話したり、聞いたりする。
- しまい忘れが多く、いつも探し物をしている。
- 曜日や日付がわからず何度も確認する。
- 料理の味が変わり、準備に時間がかかるようになった。
- 薬の飲み忘れや、飲んだかどうかわからなくなることがある。
- リモコンや洗濯機などの電化製品の操作がうまくできない。
- 失敗を指摘されると隠そうとし、些細なことで怒るようになった。
- 財布や通帳などをなくして、盗まれたと人を疑う。
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった。



認知症簡易チェックサイトをご活用ください。

パソコンや携帯電話、スマートフォンで簡易に認知症をチェックできます。

●パソコンの方は下記をご利用ください。

<http://fishbowlindex.net/kaduno/>

●携帯電話、スマートフォンの方は左のQRコードをご利用ください。

ぷら~っと カフェ

毎月第3木曜日 参加費は無料

R3.5/20 6/17 7/15 8/19

9/16 10/21 11/18 12/16

R4.1/20 2/17 3/17

時間：9時30分～12時30分

会場：鹿角市社会福祉協議会内

多世代交流スペース

すみっこの部屋で こみっとやっています😊
地域の方々、認知症の人やそのご家族、
老若男女、年齢問わずだれでも気軽に
「ぷら~っと」「ちょっと寄ってお茶だけ」
でもOKです。



カフェは、
悩み事や相談・情報交換ができる
安心して通える場所です。

※問い合わせ先
花輪・尾去沢地域包括支援センター
電話：22-0502